

事業計画書

令和2年4月10日

横浜市 長

所在地 横浜市港北区鳥山町1735

申請者 団体名 公益財団法人横浜市総合保健医療財団

代表者職・氏名 理事長 水野 恭一

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

① 団体の基本理念

「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します。

私たち公益財団法人横浜市総合保健医療財団（以下、当財団）は、急速な高齢化に伴い増加が予想される要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、且つ、きめ細かいサービスを提供することを趣意として、横浜市総合保健医療センターの建設にあわせて平成4年4月に設立されました。この先進的な目的実現のため、当財団は行政との連携はもとより、保健、医療、福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

当財団が行う主な事業は、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つで構成されます。



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

② 精神障害者支援部門の基本方針

精神障害者を取り巻く状況は変化し続けています。横浜市では身体・知的・精神の障害の中でも精神障害者保健福祉手帳の取得数が最も増加し、特に高齢者が増加しています。

精神科病院の長期入院者の退院できない理由の約3割が居住・支援がないためであり、地域移行の更なる進展と継続が求められています。近年、精神障害者の就労数は増加していますが、一方で就労継続が難しい事例が多く、就労定着支援等のあらたなサービスも開始されました。また精神障害の対象も多様化しており、発達障害や新たな依存症（ギャンブルやゲームなど）、また引きこもり事例への対応等が新たな問題として浮上しています。

横浜市の第3期障害者プランでは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・くらししていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標としています。この様な社会を目指すため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を軌道に乗せ、総合支援法に基づく公的サービス利用に加え、地域の共助的な社会資源やサービスの協力も得ながら、自己決定権の保証された地域生活を支援していくために、以下の運営方針により精神障害者支援事業に取り組んでいます。

【精神障害者支援部門の基本方針】

私たちは、精神障害のある方々のリカバリー※を実現するために本人と本人を取り巻く環境に働きかけます。本人が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をします。

※ 当財団が考える「リカバリー（再生）」とは、単なる病気からの回復ではなく、病気を持ちながら新たな生を生きる「人としてのリカバリー」を意味しています。精神疾患による障害への影響を乗り越え、成長する中で人生についての新たな意味や目標が見出されていること、人としての「再生」を意味します。

【行動指針】

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるときの支援を行います。入・通所型サービスでは利用期限を設け、短期間で目標を達成する支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者のニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活支援・就労支援の各事業が連携・協働したトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともにつくります。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題への視野を持ち、課題解決を図るための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組みます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

この様に当事者個人への支援を進めるとともに、地域社会への啓発活動も併せて行い精神障害者が安心して生活できる共生社会の基盤形成に努めてまいります。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

以上のような基本方針を実現するために、精神障害者支援部門では次の事業を実施しています。基本理念の実現のため、既存事業だけにとらわれず、精神障害者の地域生活に必要な事業を実施していきたいと考えています。

事業種類	特徴
精神科デイケア	地域に主治医がいる在宅の精神障害者を対象とした通院施設。
自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	主に精神科病院からの退院者の単身生活への移行を目指し、地域生活移行への重要な役割を果たしている。
就労移行支援事業 就労支援センター	所内訓練の他「企業内訓練」を通して職業準備性を高め、一人ひとりの適性や希望に沿った就労を実現させる事業。 また、障害者の「働きたい」「働き続けたい」を実現させるための支援を行うセンター。
精神障害者生活支援センター	精神障害者の地域生活を担う。 現在、磯子区、神奈川区、港北区の3つの区で実施。
訪問看護ステーション	精神疾患や認知症の方を対象に訪問看護を実施。

(2) 財務状況

公益財団法人として自立的な運営を目指し、横浜市総合保健医療センターの利用料金収入の増加や自主事業の実施、市の新規事業の受託など、自主的な財源の確保に努め、財政状況の改善に取り組んだ結果、平成30年度は、当期収支差額が48,476千円、次期繰越収支差額が468,185千円となり、

- ・ 指定管理料に対する依存度（総収入に対する指定管理料の割合）は49%
- ・ 当座比率（流動負債に対する現金・預金、事業債券の割合）は292%
- ・ 自己資本比率（総資産に対する正味財産の割合）は56%
- ・ 総資産回転率（総資産に対する総収入の割合）は133%
- ・ 借入金や有利子負債なし

となりました。

なお、法人税については、申告を要していません。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

(3) 応募理由

当財団は、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して日常生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、且つ、きめ細かいサービスを提供することを趣意として平成4年4月に設立されました。

この先進的な目的実現のため、当財団は行政との連携はもとより、保健、医療、福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

平成11年4月の精神保健福祉法の改正に伴い「地域生活支援センター」が法定施設になりました。同年5月から横浜型の第1号施設である、神奈川区精神障害者生活支援センターを運営委託されたのも、それまでの当財団の精神保健福祉活動に対する高い評価と期待の表れだったと認識しています。

この生活支援センターの運営にあたっては、平成4年から運営している横浜市総合保健医療センターでの精神障害者支援施設（精神科デイケア、生活訓練、就労支援）で培ってきた経験や支援ノウハウを活かし、その後、順次開館していく各区の生活支援センターの規範となる「横浜市精神障害者生活支援センター運営マニュアル」を作成することができました。また、神奈川区生活支援センターは開設して20年が経過しており、利用者からの厚い信頼と支持を得ています。

今日的には生活支援センター設置当初の、日常の居場所的機能から、訪問・同行をはじめ、自立生活アシスタントや退院促進支援まで多岐にわたる支援機能が求められています。横浜市からの委託で開始した、神奈川区生活支援センターでの退院促進支援事業や、横浜市総合保健医療センター生活訓練施設での自立生活アシスタント事業が、生活支援センターの事業となり、自立生活援助として国事業のサービスにつながりました。

当財団としましては、これまで培ってきた地域関係機関との強いネットワークを継続し、利用者との「絆」を活かすと共に、横浜市での27年間にわたる精神障害者支援施設の運営実績とノウハウをもって、安定した支援サービスを引き続き行うことが、市民・利用者に対する私たちの使命であり責務であると考え、今回も、生活支援センターの指定管理者に応募するものです。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

(4) 社会福祉活動等の実績

① 当財団の精神障害者支援の歩み

わが国の精神障害者福祉は法律の改正とともに変化を続けています。昨今、障害者総合支援法が改正され、精神障害者が長期入院から社会生活に移行する流れや、障害者就労の拡充により就労に至る流れが加速しています。現在は地域生活が継続できるような自立生活援助や、就労継続のための就労定着支援などの新たなサービスも開始され、新たなステージに入りました。

今後は、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築により、地域で生活する精神障害者を、多様な側面から包括的に支援してゆくことが求められています。

当財団は横浜市から横浜市総合保健医療センターの指定管理者に選定され、要介護高齢者支援事業、地域医療機関支援事業とあわせて、精神障害者支援事業を実施してまいりました。これまでも、高齢者とりわけ認知症をもった高齢者の地域包括ケアシステムの一端を担って活動を継続してまいりました。今後はこの様な経験を精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの運用にも敷衍してまいります。

精神障害者支援部門は、平成4年の開設当初、市内の社会復帰訓練施設の絶対的不足等に対応するため、独立型の「精神科デイケア」、「宿泊訓練（援護寮）」、「就労訓練（授産施設）」の3つの施設を一体的に整備する形で運営を開始しました。

【精神障害者支援のあゆみ】

- ・平成 4年10月 横浜市総合保健医療センター事業開始
- ・平成11年 5月 神奈川区精神障害者生活支援センター事業開始
- ・平成17年10月 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」事業開始
- ・平成18年10月 神奈川区生活支援センターで「退院促進支援事業」開始
- ・平成18年11月 磯子区精神障害者生活支援センター事業開始
- ・平成18年12月 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」開設
- ・平成19年 8月 精神障害者自立生活アシスタント派遣事業開始
- ・平成20年 4月 横浜市精神障害者地域生活推進事業（チャレンジ事業）開始
- ・平成21年 4月 就労訓練（授産施設）が自立支援法に「基づく「就労移行支援事業所」に移行
- ・平成21年 6月 横浜市総合保健医療センター内で「港北区精神障害者生活支援センター」事業開始
- ・平成22年 4月 生活訓練施設が自立支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」に移行
- ・平成31年 1月 神奈川区、磯子区、港北区生活支援センターで「自立生活援助」を開始
- ・平成31年 1月 就労移行支援事業所にて「就労定着支援」を開始
- ・平成31年 1月 総合相談室にて「計画相談支援」「地域相談支援（地域定着支援）」を開始

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

② 精神科デイケア

一般デイケアと復職サポートプログラム(気分障害の休職者を対象としたリワークプログラム)を二本柱に据え、様々な精神疾患を持つ方に対し、機能回復を目指す医療的なサービスを提供しています。「目標志向型の治療的デイケア」を掲げ、「目的別・疾患別・通過型」という特徴を持ち、就職、復職、復学等を目指す目的別プログラム、統合失調症、発達障害、気分障害等に対応した疾患別プログラム、そして1年で卒業し次のステップへ進めるよう支援パスに基づいた支援を行っています。どの方も参加できる共通プログラムの他、疾患別のSST(対人関係の技能の獲得)や心理教育(病気の知識と工夫と仕方)等心理社会的プログラムを重点実施しています。また定期的な個別面接やケースカンファレンスを行い、リハビリテーションを効果的に行う体制を採っています。

平成30年度の一般デイケアの社会復帰(就職・復職・復学・地域社会資源への移行)率は60%を、復職サポートプログラムの方の復職率は85%を超えています。

また、利用者家族向けの「家族プログラム」を年4回実施し、リハビリテーションを支える家族へのサポートも行っています。

精神科デイケア延利用者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
9,361人	9,451人	9,083人

③ 就労訓練

就労訓練では、主に『就労移行支援事業』と『就労定着支援事業』を実施しています。

就労移行支援では、所内での作業訓練・各種講座実施に加え、企業内での実習(訓練・支援)を進めています。これは、施設内での活動だけでは、アセスメントや職業準備性向上に限界があるためです。また、作業に対する責任感や意欲の向上を図ると共に、自身の就労条件を検討する材料集めの為にも、企業の中で実際の業務を体験することが不可欠と考えるからです。

現在、利用初期～中期の方を対象に、「企業内訓練」(2～3人の実習生に職員1名帯同するグループ実習、4週間・全8回で実施)を、計3か所の連携企業において実施しています。また、中期～後期の方を対象に「職場体験実習」(個別実習、2～4週間・原則週5日)を、県や市が作成したリストに記載のある実習協力企業において、年間10か所以上で実施しています。

同時に、平成31年1月より『就労定着支援事業』を開始しています。本事業は、就労移行支援事業などを経て一般の事業所に雇用された、就労後6カ月以上経過した方を対象に、最長3年に渡り、就労定着を図る事を目的に、当事者や事業主への支援、医療機関や関係機関と連携を行うものです。

延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
就労移行支援	4,191人	4,504人	3,391人
就労定着支援		1人	100人

(注) 移行支援：平成30年12月に定員を24名から18名に変更、定着支援：平成31年1月より事業開始

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

④ 精神障害者就労支援センター 「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、横浜市が設けている9か所の障害者就労支援センターのうち、唯一精神障害者を対象とした就労支援機関です。平成17年10月の開所以来、多数の当事者の方の利用があり、就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じた職場の開拓、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を展開しています。

横浜市内では、近年、障害者の就労支援関係施設が多数新設されていますが、その一方、就労を希望しながらも様々な理由からその希望を実現することができない方々が数多くいます。就労支援センターでは、1人でも多くの方が働く喜びを感じられるよう、多様な職場の開拓や、医療機関、生活支援施設と連携した支援を進めていきます。

延利用者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
3,933人	4,358人	3,512人

支援就労者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
33人	28人	27人

⑤ 生活訓練

生活訓練施設は、精神障害者の地域移行において重要な役割を果たしており、主に退院者の単身生活への移行を目指した事業を展開してきました。

宿泊型自立訓練、自立訓練（生活訓練）、短期入所などの事業を通して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に寄与する取組を進めています。短期間（原則6か月）の利用を通して、利用者が希望する地域生活を実現できるよう地域連携のもと重層的な支援を展開しています。宿泊型自立訓練では、長期入院者の受け入れを積極的に行い、地域移行の促進を図っています。

平成30年12月より自立訓練（生活訓練）において短期就労・生活支援コース「ファーストステップ」を開始しています。プログラムや個別活動を通して「働く・生活・健康」についての包括的な評価を行います。利用者がこのサービスを「はじめの一步」として活用し、そこで得た評価をもとに次のステップに進めるよう支援を展開しています。

生活訓練延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
宿泊型自立訓練	5,924人	5,886人	5,702人
自立訓練（生活訓練） （うちファーストステップ）	2,411人 （—）	2,826人 （109人）	3,011人 （455人）
短期入所	1,791人	1,770人	1,700人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑥ 訪問看護ステーション

平成 18 年 12 月に開設し 14 年目を迎える訪問看護ステーションです。精神障害者、認知症高齢者への訪問を中心とした訪問看護サービスを提供しています。

横浜市内には 300 か所近い訪問看護事業所がありますが、近年精神疾患に特化した訪問看護ステーションが数か所開設しており、地域で暮らす方たちへの支援の実践が必要と認められています。

また当財団の事業の一つでもある「横浜市認知症初期集中支援チーム」の一員としての役割も担っており、訪問を実践しています。

当ステーションでは、総利用者数約 140 名の利用者の 9 割が精神疾患をお持ちの方で、残り 1 割は認知症の方です。

サービスを提供する職員は、看護師、作業療法士で構成されており、多くの視点を持ちながら多職種による「誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて」支援を目指しています。

平成 23 年に厚生労働省は、従来の四大疾病に「精神疾患」を加え五大疾病としました。重点的に取り組むべき疾患として扱われるようになると同時に、り患者数の増加、社会環境の変化などから今後もメンタルヘルスは重視されることと思われ、訪問看護ステーションに期待されることも大きいことを見込まれます。

訪問件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
5, 254 人	5, 311 人	5, 167 人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑦ 神奈川区、磯子区、港北区精神障害者生活支援センター

平成 11 年 5 月に、横浜市の精神障害者生活支援センターの第 1 号館として、神奈川区生活支援センターが運営を開始して 20 年が経過しました。

その後、平成 25 年 3 月に 18 館目となる中区生活支援センターが運営を開始したことにより、横浜市では 1 区 1 館の整備構想は終了し全区整備が完了しました。

その間、神奈川区生活支援センターでは、平成 18 年 10 月より精神障害者の社会的入院の解消を目的とした「精神障害者退院促進支援事業」を横浜市のモデル事業として開始し、平成 19 年度からの他施設での本格的実施のパイロット的役割を担いました。

その後、横浜市では平成 23 年度から名称を「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と国の要綱に沿う形で改称しましたが、平成 31 年度には「横浜市精神障害者退院サポート事業」と名称を新たにし、市単独事業として現在に繋がっています。

当財団は、平成 18 年 11 月には市内 7 館目の施設となる「磯子区精神障害者生活支援センター」の指定管理者として選定され、同時に指定相談支援事業者として指定を受け、地域の各機関と連携を取りながら、地域で暮らす精神障害者の生活支援、自立に向けての支援を続けています。

また、平成 21 年 6 月には、市内 14 館目の施設として、当財団では 3 館目の運営施設になります「港北区精神障害者生活支援センター」を横浜市総合保健医療センター内に設置し運営を開始しています。

以上のように、当財団では市内 3 区の生活支援センターの運営を行っていますが、これは横浜市総合保健医療センター内の各精神障害者支援施設や第 1 号施設の神奈川区生活支援センターの運営で培われた経験と、それに基づく豊富な人材を有し、適材適所に配置できているからこそ実現可能となっていると考えています。

生活支援センター延利用者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元度 (見込み)
神奈川区	21,953 人	20,921 人	17,783 人
磯子区	18,336 人	18,379 人	17,612 人
港北区	22,367 人	20,935 人	15,619 人

※ 延利用者数には、各生活支援センターの「地域移行・地域定着支援事業」、「計画相談支援事業」、「自立生活アシスタント事業」の延利用者数を含む。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑧ 横浜市総合保健医療センター 診療所

19床の有床診療所を運営しています。19床の内の7床は、在宅の寝たきりの方等の医療対応が必要な高齢者等の短期入院を受け入れています。19床の内の12床は介護療養型医療施設であり、介護老人保健施設では対応しきれないような医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者を受入れています。

外来は、高齢化社会でのニーズが高い「生活習慣病外来」と「認知症専門外来」に特化しています。特に精神科は平成27年2月から「横浜市認知症疾患医療センター（地域型）」に指定され、複数の認知症専門医が、MRI、CT、核医学検査等の高度医療検査機器を活用して精度が高い鑑別診断を実施しています。年々高まる市民のニーズに応え、市内4か所の認知症疾患医療センターで唯一の1,000件以上の鑑別診断件数の実績を維持してきました。

平成28年9月からは港北区の「横浜市認知症初期集中支援チーム」を、平成29年6月からは神奈川県から、平成30年度からは横浜市から「横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業」を受託しました。「認知症疾患医療センター」は専門的医療機関ですが、認知症の人の生活に密着した事業も並行して行うことで、その専門性を認知症の特性から起こる様々な生活上の課題の解決にも活かしています。

診療所 入院 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
診療所病床 (19床)	6,555人	6,797人	6,656人

診療所 外来 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
生活習慣病外来 (延人数)	4,393人	4,432人	3,934人
特定健康診査等	140人	224人	153人
認知症疾患医療センター			
鑑別診断件数 (実人数)	1,076人	1,155人	1,149人
認知症専門外来 (延人数)	3,517人	3,512人	3,088人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑨ 精神科初期救急

平成16年10月から、精神科初期救急（一次救急）を横浜市総合保健医療センター診療所で実施しています。

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。横浜市総合保健医療センターでは、地域の精神科医療機関の精神保健指定医の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始の日中の初期救急診療を実施しています。

具体的には、本人又は御家族が、精神科救急医療情報窓口にて電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、精神科救急医療情報窓口から当センターに診察依頼の連絡があり、担当医師は窓口の職員が電話相談で聴取したインテーク情報を踏まえて受入れを決定し、外来診療を行います。

受診者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
58人	54人	76人

⑩ 横浜市総合保健医療センター 介護老人保健施設（しらさぎ苑）

介護保険制度に基づき、要介護認定された高齢者の方々に「施設サービス」「短期入所」「通所リハビリテーション」の介護サービスを提供する、「加算型」の在宅復帰・在宅療養支援機能を持ったリハビリテーション施設を運営しています。

認知症専門医と共に、知識・経験の豊富な認知症看護認定看護師や認知症ケア専門士を配置し、認知症高齢者の支援の質向上に努めています。

また、公立施設の使命として、医療的ケアの必要な方や認知症の方、単身独居の方等、市民要望の強い方々を積極的に受け入れるなど、地域における支援体制の一翼を担っています。

介護老人保健施設 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
入所（定員80人）	26,904人	27,267人	27,496人
通所（定員20人）	3,917人	4,226人	4,487人
合計	30,821人	31,493人	31,983人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターは、「共生社会の実現」や「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(※)の構築に向けて中心的な役割を果たします。

精神障害者を「地域の中で支えるための支援」を行うと共に「精神障害者を支えられる地域づくり」を行います。4つの助(自助・互助・共助・公助)のもと、多様な「生活のしづらさ」に対して丁寧な支援を行い、個別支援で解決できない課題に対しては「協議の場」を通して、多様な主体とのつながりを創りながら、その解決を図ります。そのように個別支援(リカバリー支援)と地域づくりの循環を通して、精神障害者の誰もが安心して暮らせるよう重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

(※)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを指します。

生活支援センターの役割・機能

生活支援センターは

「精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ること」(要綱)を目的としています。



精神障害者支援部門の基本方針

『私たちは、精神障害のある方々のリカバリーを実現するために本人と本人を取り巻く環境に働きかけます。

本人が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をします。』

私たちが実施する全ての精神障害者支援事業の基本方針です。毎年「リカバリー」をキーワードに全職員を対象とした研修を行っています。

団体名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

(2) 指定期間中の事業展開方針

方針 1. 相談支援の拡充

様式 1-7 の 6 の (2) 相談支援、(3) アウトリーチ、(4) 嘱託医相談、(7) 家族支援、(9) 退院サポート事業、(10) 自立生活アシスタント事業 関連

精神障害者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう“リカバリー”の視点に基づいた相談支援を展開します。「一次相談支援機関」として、基本相談の機能を十分に発揮するとともに利用者の希望や状況に応じて、適切な相談支援を提供します。

また、例えば、地域生活支援拠点等の体制整備に関連して退院サポート事業を通して「体験の機会を提供する」など、国事業を踏まえた市事業の効果的な活用を図ります。

さらに、高齢精神障害者の地域移行・地域生活の促進のため、地域ケアプラザ等との連携を進めます。

方針 2. 地域づくり

様式 1-7 の 6 の (5) 地域連携、(8) 普及啓発活動の実施 関連

地域ニーズの把握に努め、多様な「生活のしづらさ」や複雑で複合的な課題に対応するため、自立支援協議会をはじめとする「協議の場」等を通して地域連携の強化を図ります。

個別支援での連携だけでは解決できない課題（地域課題）の解決に向けて、インフォーマルサービスも含めた多様な主体（支え手）との“つながり”を創出します。

また、これまでの支援実績を踏まえ、地域の人材育成にも関わります。

こうした活動を通じて、精神障害者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』の構築に寄与します。

方針 3. 多様なニーズへの対応

様式 1-7 の 6 の (1) 日常生活の支援、(6) 自主事業、(9) 退院サポート事業 関連

フリースペースを活かし、精神障害者の日常生活の安心と「社会参加」に寄与する取り組みを行います。

精神障害者の生活支援においてピアサポートが重要であることから、病院やケアプラザ等で行う啓発事業の企画段階からピアサポーターと協働するなど、ピアサポート体制の構築のための取り組みも行います。

また、拡大・多様化するメンタルヘルスの課題と地域のニーズ等を踏まえて、個々のリカバリーを後押しするプログラムや病院と協働した生活体験機会の提供など様々な事業を展開します。

団体名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

① 相談支援の拡充

「指定特定相談支援事業者」「指定一般相談支援事業者」としての役割を認識し、関係機関との連携を図りながら、より多くの利用者にケアマネジメント手法に基づく支援を提供します。

同時に区自立支援協議会などを通じ、区域における指定特定相談支援事業所の開設を働きかけ、必要なノウハウを提供することで、支援機関の後方支援も行い、区域の相談支援の質的・量的充実を図ります。

一方で「一次相談支援機関」としての役割も認識し、各地のケアプラザとの連携を図りながら、サービス利用に至らない引きこもり状態にある人等とも関わりを持つよう努めます。

年度	事業展開
令和2年度 (今年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・3機関（生活支援センター、区役所、基幹相談支援センター）定例カンファレンスや区自立支援協議会において、計画相談支援の策定状況や今後の展開方法等を毎月、協議します。 ・新規事業者に対しては、区自立支援協議会の「相談支援部会」を通じ、ノウハウの提供や人材育成にも関わります。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した状態の利用者については、新規事業者への移行を試み、当生活支援センターは、より重度化・複雑化したケースを中心に対応します。 ・下記の地域づくりと並行し、掘り起こされたケースの対応を行います。
令和4年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「相談支援部会」を通じ、（現在も開催している）事例検討などを継続し、区域全体で質の高い相談支援の提供を目指します。

②地域づくり

区自立支援協議会の「地域移行・地域定着分科会」を活用し、各ケアプラザを拠点とした啓発講座を継続的に開催することで、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』を実現するための基盤作りを行います。

なお、講座の内容や方法は、近隣に住む地域住民や当事者等と“共に作る”ことに主眼に置き、その内容や方法をパッケージ化し、（昨年度末、実施予定であった神之木ケアプラザを皮切りに）区内7か所のケアプラザを巡業していきます。

同時に、先行している高齢者の地域包括ケアシステムに関する協議の場にオブザーバーとして参加する等、「連携方法のシステム化（仕組みの構築）」も図ります。

年度	事業展開
令和2年度 (今年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ所の地域ケアプラザ（神之木・菅田で予定）で啓発講座を開催し、「講座のパッケージ化」を試みます。 ・同時に各ケアプラザに出向き、「連携方法のシステム化」を図ります。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の複数の地域ケアプラザで啓発講座を開催し「パッケージ化した講座」と「システム化した連携方法」のブラッシュアップを図ります。
令和4年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・残りのケアプラザで啓発講座を開催し、啓発講座が恒例となることを目指します。

団体名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

③多様なニーズへの対応

面接や生活場面面接で出された各人のニーズをしっかりと受け止め、共通するニーズに対しては、事業に展開できるよう努めます。

(例：病気の話をしたい・聞きたい ⇒ 当事者勉強会の開催)

また、こうした事業が、「スタッフ主導」から「当事者の主体性を活かした事業」へと発展し、各人の自信回復やリカバリーを後押しすることを目指します。

退院サポート事業における病院内での啓発事業や、ケアプラザ等で行う啓発講座は、企画段階からピアサポーターと協働し、各人のリカバリーの推進を図ります。

年度	事業展開
令和2年度 (今年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズを受け止め、共通するニーズから事業化が可能なものはスタッフが主導し、事業化を図ります。 ・病院や地域での啓発事業について、ピアサポーターと企画段階から一緒に検討して行きます。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズから発展した事業が安定・継続し、利用者間で自主的に運営できるよう側面的に支援します。 ・ピアサポーターとの協働による啓発事業の効果検証を行い、更なる事業の発展につなげます。
令和4年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズから発展した事業が安定・継続し、利用者間で自主的に運営できるよう側面的に支援します。(継続) ・ピアサポーターとの共同事業が恒例化し、複数のピアサポーターとの協働活動を展開して行きます。

団体名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

人件費については、生活支援センターへの配属の可能性のある職員の現員現給の平均額を基に、職員の昇給及びそれに伴う法定福利費、退職給付引当金の増等による人件費を見込んでいます。

ベテランから若手までの職員の異動を法人全体で行うことで、適切な人件費の管理に努めます。

施設管理費及び運営費については、平成26年度から平成30年度の実績を基に積算しており、出来る限り経費の節減に努めますが、計画相談支援事業のソフト及びPCの更新が5年ごとにあるため、令和6年度と令和11年度に更新費用を計上しています。

経常経費については、人事労務、物品購入等を法人本部に一元化することで、事務費を低減し、さらに消耗品等の購入時には廉価な同等品の購入や一括購入、入札・見積徴収等を行うことにより、経費の節減を図り、当初予算を維持します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置

① 職員の確保

当財団は多くの専門職員を有しており、運営する各施設の配置基準に沿って有資格者を配置することは当然のことながら、さらにサービスの質を向上させるため、専門性を高めたスタッフを育成し、配置するよう努めています。

神奈川県生活支援センターの職員も、当財団の専門職員から適材適所で配置します。

【職員の内訳及び資格など（嘱託・パートは常勤換算数）】

令和2年4月現在

部門	職種	正規職員	嘱託職員	パート	合計	その他の保持資格(重複あり)
総務部門	事務	7	5	0.5	12.5	ヘルパー1級 2人
	保健師	1			1.0	
	介護職	1			1.0	介護福祉士 1人 社会福祉士 1人
	運動指導員	1		1.8	2.8	健康運動指導士 1人
	社会福祉	4	1		5.0	精神保健福祉士 4人 社会福祉士 2人
	看護師			0.6	0.6	
診療部門	医師	5		2.7	7.7	精神保健指定医 3人 産業医 1人
	診療放射線技師	3			3.0	
	臨床検査技師	1		1.2	2.2	
	管理栄養士	1	1		2.0	
	作業療法士	1		0.8	1.8	
	理学療法士	2		1.6	3.6	
	言語聴覚士			0.3	0.3	
	薬剤師			2.0	2.0	
	公認心理師			0.9	0.9	
	看護助手			0.9	0.9	
看護部門	看護師	18	2.8	6.3	27.1	介護支援専門員 4人 認知症看護認定看護師 2人
	介護職	15	14	15.3	44.3	介護支援専門員 5人 介護福祉士 24人 社会福祉士 1人 ヘルパー1級 6人 認知症ケア専門士 4人 キャリア段位制度アセッサー 6人
	歯科衛生士			0.3	0.3	
地域精神保健部門	医師	1			1.0	精神保健指定医 1人
	社会福祉	28	16.6	4.1	48.7	精神保健福祉士 30人 社会福祉士 18人 公認心理師 2人
	作業療法士	6		0.2	6.2	
	看護師	7	0.8	0.2	8.0	保健師 1人 介護支援専門員 2人
	事務		3	3.6	6.6	
	調理補助員			2.9	2.9	
	合計	102	44.2	46.2	192.4	

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

② 適正配置と担当業務

配置職員	主な担当業務
施設長	施設運営管理/危機管理
常勤職員(A)	相談支援スーパーバイザー/基本相談/地域活動センター
常勤職員(B)	計画相談/地域活動支援センター/家族支援
常勤職員(C)	基本相談/地域活動支援センター/地域関係機関連携/実習生担当
常勤職員(D)	退院支援事業/ピア活動支援
常勤職員(E)	自立生活アシスタント事業/自立生活援助
非常勤職員(A)	地域活動支援センター/基本相談/広報担当/退院支援補助
非常勤職員(B)	地域活動支援センター/基本相談/夕食サービス担当
非常勤職員(C)	基本相談/地域活動支援センター/計画相談補助
非常勤職員(D)	自立生活アシスタント・自立生活援助補助/自主事業
パート職員	調理補助

全職員対応業務	
相談業務	新規登録/各種相談等
窓口業務	受付/利用料金徴収等
施設管理業務	ゴミ処理、洗濯、始業及び終業点検

③ 勤務体制

原則、日勤は3名以上、遅番は2名のシフトによる勤務体制として行事や会議等に合わせて配置人数を増減させます。

[勤務時間]

日勤 8時45分から17時30分まで 休憩時間 60分
 遅番 11時30分から20時15分まで 休憩時間 60分

[勤務を要しない日] 週休2日及び年末年始(12月29日～1月3日)のほか国民の休日に相当する日数。

[休暇等] 当財団職員・嘱託職員就業規程及び短時間労働者就業要綱により付与します。

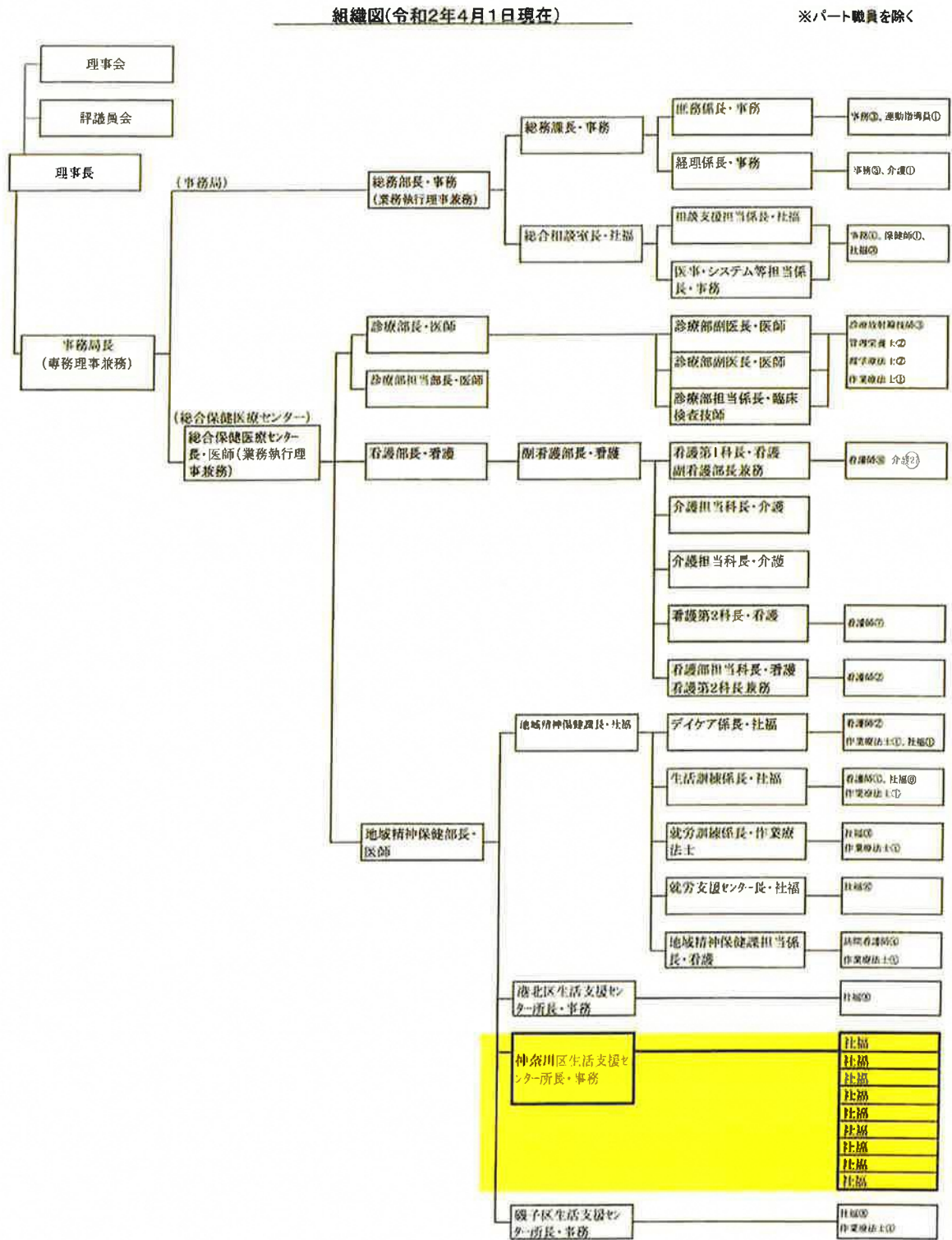
法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

④ 組織図



法人名



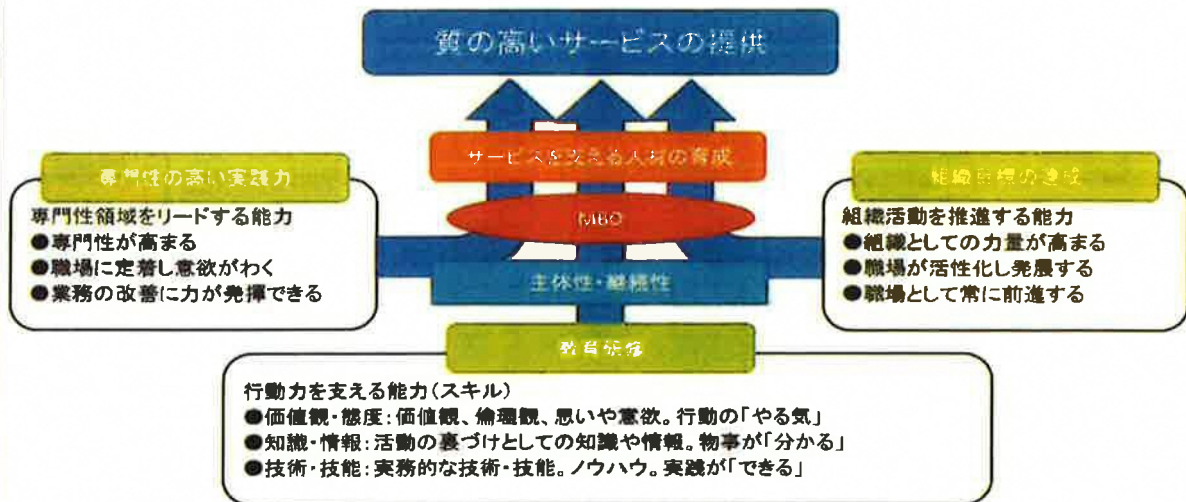
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

(2) 職員の育成

(1) 育成の基本的な考え方

当財団の基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』のもと、利用者サービスの質を左右するのは「人材」に負うところが大きいとの認識に立って、専門的・人間的能力の高い人材（職員）の育成を図ります。育成にあたっては、定期的な配置転換や目標によるマネジメント（MBO）を実施するとともに、体系的・継続的な教育研修を実施します。



(2) 配置転換

定期的に配置転換を行うことにより、職員に、当財団の運営する各施設で、多様な経験を積み重ねるとともに新しい知識を獲得させ、もって、職員一人ひとりの人材育成及び能力開発を図ります。

(3) MBO (Management By Objectives & Self-control: 目標によるマネジメント)

職員一人ひとりの人材育成や能力開発につなげていくことをねらいにMBOを実施します。

具体的には、部下職員が上司との「面談」を通じて目標や取組内容を設定し、上司と部下が共通認識を持って業務に取り組みます。上司は年度を通じて部下の業務に対する取組姿勢などを把握し、面談や普段の話し合いの中で適切な指導助言を行うことにより、職場のコミュニケーションの円滑化を図ります。

4 職員配置・育成

(4) 教育研修

○J Tを基本とするとともに内部研修と外部研修を連動させた教育研修を実施します。



ア 基礎研修 (分野別研修)

- (ア) 安全管理研修・感染防止対策研修 (イ) 不祥事防止研修 (ウ) 人権研修
 (エ) 個人情報保護研修 (オ) ビジネス基礎研修 (文書・法制執務、ビジネスマナー)
 (カ) 経営関連研修

イ 対象者別研修

- (ア) 新採用職員研修 (イ) 管理職研修

ウ 部門別研修 (専門研修)

精神障害者の理解と対応の基本、虐待防止等の基礎研修を実施するとともに、専門研修として、日本精神保健福祉士協会や横浜市社会福祉協議会等が主催する研修を活用するとともに、学会や研究会等への職員の参加を支援します。また、外部研修受講者や学会等参加者による「研修報告会」を内部研修として実施します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組、(2) 緊急時(防犯・防災等)対応

ア. 安全管理の基本方針と「ひやり・はっと事故」報告システム

『一件の重大事故が発生する背景には、29件の軽傷事故と300件の「ひやり・はっと」がある』

この有名なハインリッヒの法則に基づき、当財団では「安全管理委員会」の下に「リスクマネジメント部会」を設置し、生活支援センターを含めた各部門から提出される「ひやり・はっと事故報告書」の分析を行っています。ひやりはっと事故報告システムは誰が何をしたかを問題とするものではなく、何が起きたかを情報共有することであり、この繰り返しが再発防止につながり、さらには「事故」防止につながります。収集された報告のうち検討事例に挙げたものについては、安全管理委員会に報告されるとともに、年度ごとに事例集として法人全体で情報共有する仕組みになっています。

イ. 緊急時の対応について

想定される事故については、整備されている「安全管理マニュアル」に基づき、日中や夜間を想定し、それぞれの事故の対応を行います。緊急時の対応については、整備されているフローチャートに基づき対応をします。

ウ. 防犯対策

適宜フロアに出たり、目配りをすることでトラブルを未然に防ぐように努めます。また、施設の鍵等については、一定の場所で保管し、適切に管理を行います。

エ. 大地震・火災発生等への対策

大地震発生等の災害時の職員参集体制については、財団の防災マニュアルを踏まえて対応します。

所長が、生活支援センターのあるビルの統括防火管理者として防火管理に努めます。**年2回、建物全体の共同防火管理会議を開催するとともに、共同防災訓練を年2回実施**します。訓練の中で**消防署員による消火器取扱い等の実技訓練も実施**します。また、法人全体の新採用職員研修においても、毎年、**消火器取扱い等の実技訓練を実施**します。

オ. 感染症対策

日頃から消毒等を行うとともに、インフルエンザやノロウイルス等のまん延などを想定した感染対策研修を実施するなど、施設内感染の防止に努めています。これまでに、法人内の医師や看護師等による**講義形式や実技形式での「吐物、汚物処理研修」や、手洗いチェッカーを用いた手洗い研修**などを実施しています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

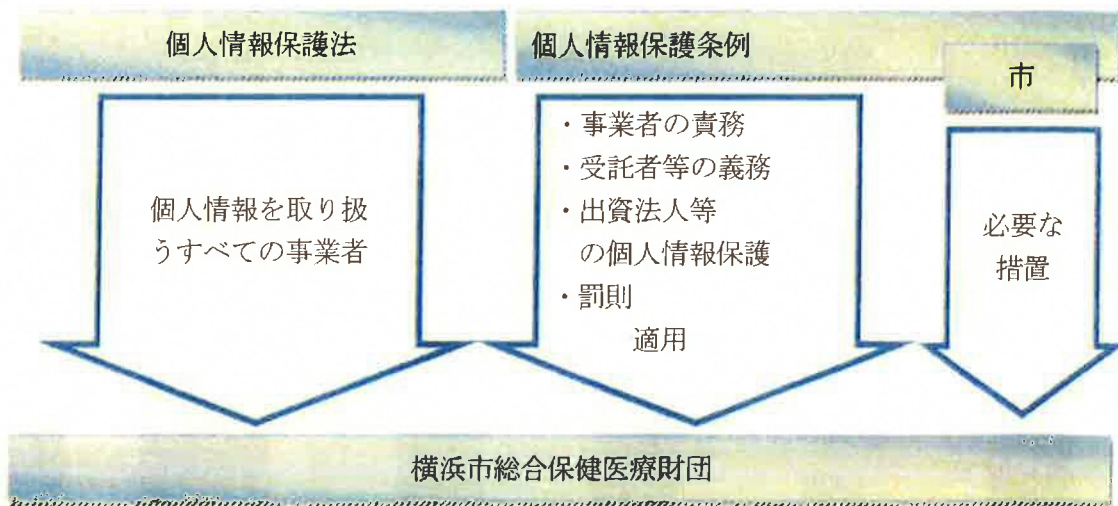
5 施設の管理運営

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

① 個人情報保護方針

当財団では、「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」及び「財団の保有する保有個人データの開示等に関する規程」を整備し、個人情報の適切な取り扱い等に努めるとともに、横浜市の個人情報の保護条例第17条に基づく受託者（指定管理者）としての義務と、個人情報保護に関する法律とを、共に遵守しています。

法律・条例適用イメージ



② 個人情報保護のとりくみ

個人情報保護とは、個人情報を秘密にすることではなく、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。そのために事業者が守るべき事項を遵守します。また、個人情報保護に関する研修を実施します。

個人情報の取扱い ～守るべき4つの基本ルール～

ア 取得・利用

- ・利用目的の特定、通知、公表
- ・利用範囲以外の利用には本人の同意が必要

イ 保管

- ・漏えい等が生じないように安全に管理

ウ 提供

- ・第三者に提供する場合には原則として本人の同意が必要
- ・第三者に提供した場合及び第三者から提供を受けた場合は一定事項を記録

エ 開示請求

- ・本人から開示等の請求を受けたときは、本人に原則として開示

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

③ 事故発生時の対応

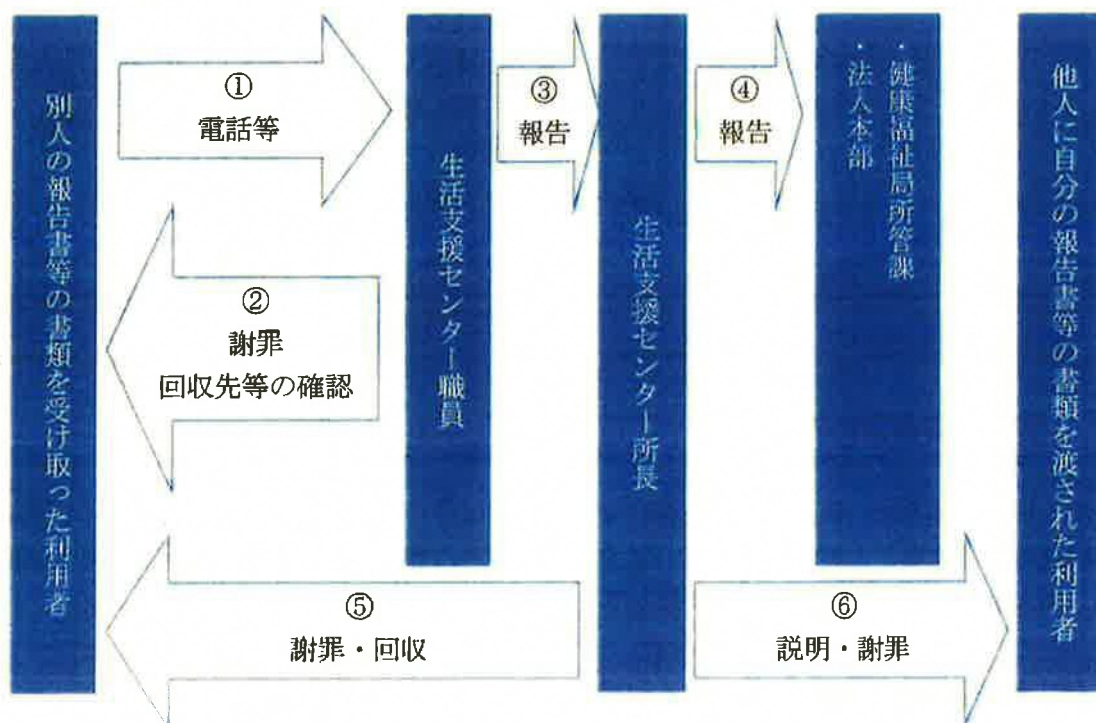
個人情報の漏洩事故を起こしてしまった場合、もっとも重要なことは犯罪などに悪用されるなど二次被害を防ぐことです。そのためには、速やかな対応が必要となります。

個人情報の流出先に直接出向き、誠意を持って謝罪すると共に回収します。また、流出した個人情報の本人に直接説明し誠意を持って謝罪します。コンピューターからのデータ流失の場合も、速やかな公表が、二次被害を防ぐ最も重要な対応方法になります。

漏えい事故が起きた場合の対応

- ① 回収先の把握 ② 上司に報告 ③ 回収・謝罪 → ①②③は特に急ぐ事項
- ④ 原因究明 ⑤ 再発防止策の検討 ⑥ 再発防止策の継続した実施

漏えい事故発生時の対応フロー例



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

④ 情報公開への取組

毎年度、財団の「事業概要」を作成し、関係機関、関係団体に配布しています。

また、当財団は公益法人として、平成 13 年 8 月 28 日付公益法人等の指導監督等に関する関係関係僚会議幹事会申合せに基づく「インターネットによる公益法人のディスクロージャー」を実施しています。現在当財団が運営するホームページ上では下記の内容を公開しています。

<http://yccc.jp/zaidangaiyo.html>

- ア 定款
- イ 役員名簿
- ウ 事業計画
- エ 事業報告書
- オ 収支予算書
- カ 計算書類等（財務諸表等）

さらに、外郭団体として横浜市とは「団体経営の方向性及び協約」を締結し、公的使命の達成、財務の改善及び業務・組織の改革への取組状況について評価を受け、その結果が横浜市のホームページ上で公開されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/gaikaku/gaikaku.files/r02-kyouyaku.pdf>

他にも「外郭団体白書」として公開されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/gaikaku/gaikaku.html>

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待の早期発見、予防および障害者の権利擁護に努めます。

精神障害者の支援を行っている地域精神保健部では精神障害者のリカバリーの促進と当事者が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をしていくことを方針として取り組んでいます。そのため日頃から精神障害者の人権や権利擁護ということを意識し業務に取り組んでいます。入院医療機関での人権侵害が発生していますが、他人事としてではなく自分たちの身近でも起こりうることとして気を引き締めて業務に当たっていきます。

① 法人全体での取り組み

- 研修・・・新任職員の研修、全職員を対象とした人権研修を毎年実施
- リスクマネジメント部会の開催・・・毎月、各部門から提出されるひやり・ハット事故報告の集約、共有を行い、改善に向けて動いています。
- 苦情解決窓口の整備

② 地域精神保健部での取り組み

- 研修・・・部としても精神障害者の人権に関する研修を実施し、精神障害者の置かれてきた歴史を学ぶとともに権利擁護の意識を高めています。部の新採用職員研修の中では対人援助にとって大切な価値観の共有を図ると共に、部の全職員を対象にリカバリー研修を実施し、本人中心の支援は何か自分たちの実践を振り返り学ぶ機会を設けています。
- MBO・・・管理職、主任・副主任、一般職員に対しMBOを実施。定期的な面接を行うことで職員のストレス状況等についても把握し、人権侵害等の起こりにくい環境作りに配慮しています。

③ 生活支援センターでの取り組み

- 掲示・・・虐待防止啓発のための掲示と相談、通報等の窓口について掲示しています。
- 情報共有・・・権利擁護や虐待等についてミーティングや係会議等で情報共有、検討をしています。
- ボランティア、実習生の受け入れ・・・職員のみではなくボランティアや実習生を受け入れ第三者が出入りしやすい環境を作ることで虐待の起こりにくい環境づくりを行っています。
- 地域との連携・・・区の福祉保健センター、基幹相談支援センターと毎月定例会議を開催し、情報の共有をしています。また、虐待の防止、早期発見等のためにも自立支援協議会等を通して関係機関と日頃から連携を深めています。
- 苦情解決・・・苦情解決窓口を設け、法人の苦情解決窓口とも連動しながら利用者にとってより満足していただける環境づくりを行っています。
- 外部研修・・・相談支援専門員研修等の外部研修に職員を派遣し、権利擁護や虐待防止について学んでいます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

① 利用者の意見聴取

ア 生活場面

利用者からの声は、全職員でしっかりと受け止め、意見の内容や改善すべき点などについては、毎日の申し送り時や、月1回の職員会議で検討します。

イ 利用者ミーティング

定期的（年4回）に来館者が集って意見交換等を行っています。内容は、センター運営に関する様々な提案・意見・イベント等の計画が話し合われています。

会議内容は、フロア内に「議事録」を設置し、誰でも閲覧できるようにしています。

ウ 提案箱

食堂内に提案箱と記入用紙を設置して、いつでも要望・苦情を受け付けています。投書については、隔週で回収の上、回答をつけて匿名にて掲示板に掲出しています。主な内容は、夕食サービスの改善やリサイクル品の提供に関することなどです。

エ アンケート

センター運営全体について利用者の評価をいただくため、アンケートを実施しています。

実施回数：年1回

配布方法：来所者に窓口で用紙を直接手渡します。

回収方法：投書箱にて回収しています。

主な内容：来館目的、サービス利用、プログラム利用、イベント参加、職員の対応など。

結果公開：運営連絡会で報告、センター内の掲示板に掲出して利用者に報告

その他：イベントの実施内容等について、随時個別アンケートも実施しています。

*平成30年度アンケート集計結果より一部抜粋（回収数：31枚）

相談やサービスの満足度、フロアやバスハイク等について意見を聞きました。

	満足	やや満足	やや不満	不満	計
面接相談	13	10	3	1	27
来館時対応	23	4	1	1	29
夕食サービス	12	7	1	0	20
入浴サービス	5	4	0	0	9
インターネットサービス	5	3	1	0	9

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

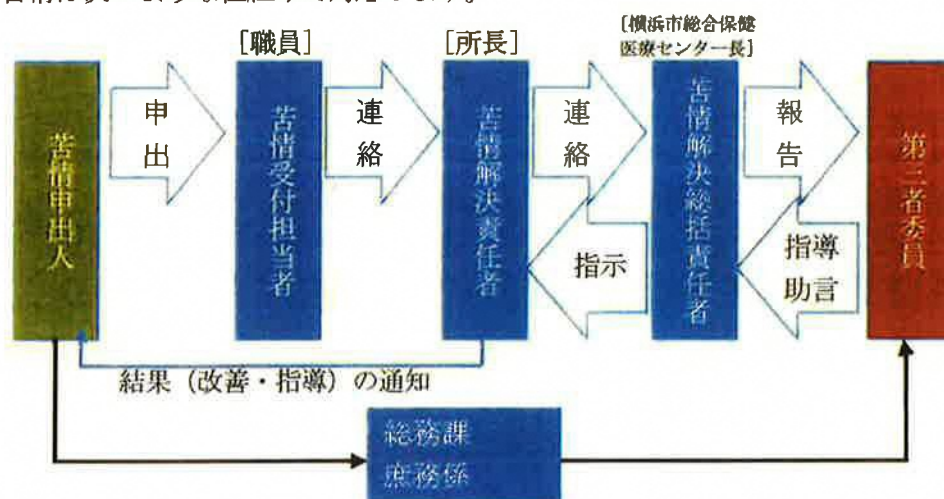
②苦情解決

ア 利用者・家族の苦情については、「財団苦情解決規程」をもって、利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護することにより、支援センター等が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保いたします。

また、いただいた苦情は支援センター内全てのスタッフが情報を共有し、自己点検を行うデータとします。

イ 施設内の掲示等により、利用者、家族などに対して、苦情受付担当、苦情解決責任者及び第三者委員の氏名並びに苦情解決の仕組みについて周知します。

ウ 苦情は次のような仕組みで対応します。



エ 当財団の苦情解決「第三者委員」は、弁護士等の有識者の方に委嘱しており、規程に基づき定期的に実施される報告の中で指導、助言をいただき、今後の利用者へのより良いサービスにつなげております。

オ 他にも、「横浜市福祉調整委員会」や「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」のポスターを掲示し、外部の窓口の案内を行っています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(6) 指定管理料の効率性

ア. 事業費

平成 26 年度から平成 30 年度の実績を基に積算しています。

常に節減意識をもち、いたずらに経費（事業）が肥大化することを防ぎます。

イ. 人件費

職員が長く安心して働き続けられるように、社会の動向も見ながら、横浜市に準拠しつつ、必要に応じて法人全体の給与体系を検討していくことや、ベテランから若手までの職員の異動を法人全体で行うことで、適切な人件費管理に努めます。

ウ. 施設管理経費

施設の保守管理等については、合築の他施設と協力し、外部へ一括で委託することにより、経費を低減します。

エ. 事務費

- ◆ 人事労務、物品購入等を法人本部に一元化することで、事務費を低減します。
- ◆ 法人全体の事務処理を再点検し、より一層、無駄を省くことにより、法人本部繰入金を含めた事務に関する経費を低減します。

法人名



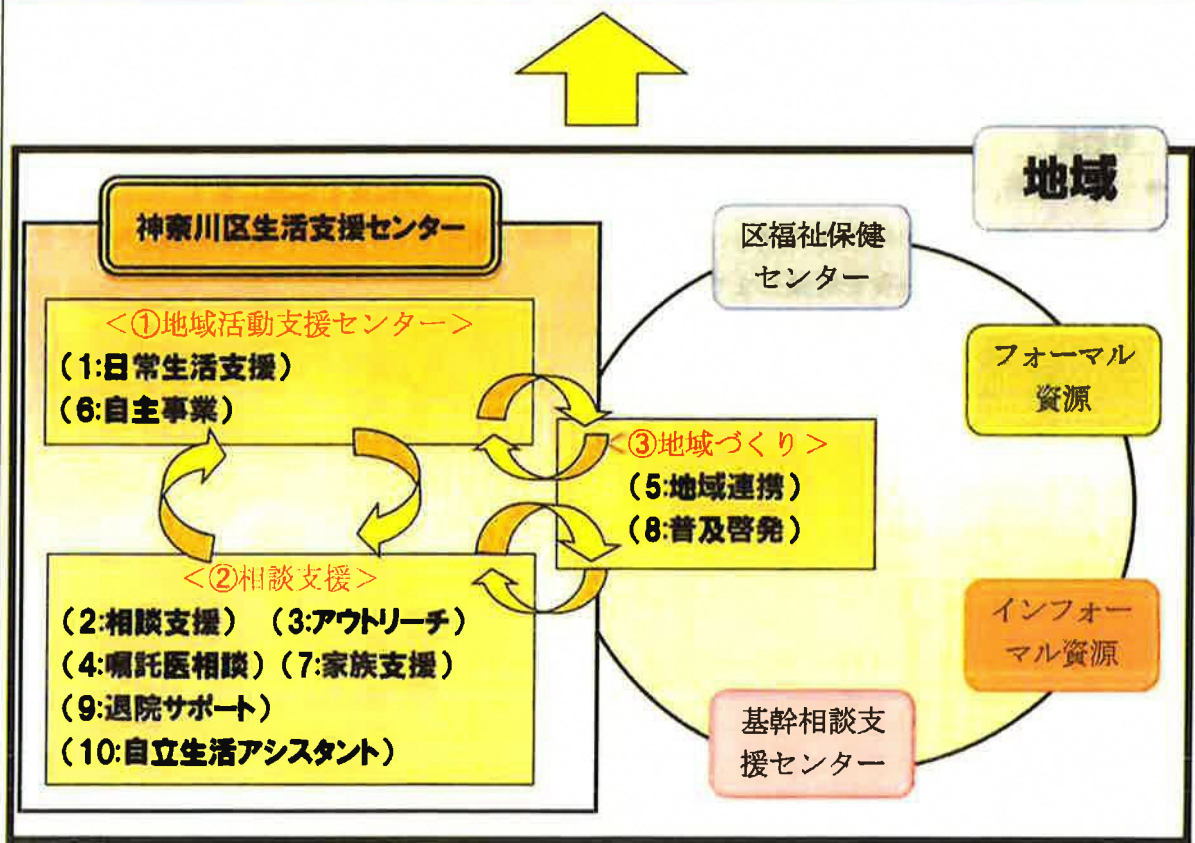
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

事業の全体像

＜神奈川県生活支援センターの目標＞

- ◆神奈川県に帰来する精神障害者の“地域移行の推進”
- ◆神奈川県に住む精神障害者の“地域生活の定着と充実”
- ◆誰もが安心して自分らしく暮らせる“地域づくり”



上記の＜神奈川県生活支援センターの目標＞の実現に向け、地域関係機関と連携を取りながら、1～10の事業を実施して行きます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

①これまでの実績

ア. フリースペース（居場所機能）

「市内第1号館」として開設した20年前には当生活支援センターには、市内全域からの利用者がありました。現在では、全区に生活支援センターが設置され、神奈川区内における精神障害者の通所施設も約30ヶ所に増えるなど、日中活動先の選択肢も増えたため、当生活支援センターの来館者は減少傾向にあります。

しかし、日中活動先の急増は主に就労系の事業所であり、「安心して過ごせる場」として、フリースペースを提供できることは、生活支援センターの「強み」であり、通所先の無い当事者にとって、セーフティーネットの役割を果たして来ました。

区役所や医療機関などから紹介を受けた来館者も後を絶たず、平成28年度から平成30年度の3年間で新規登録者の平均人数は、67人となっています。

神奈川区生活支援センターの利用実績

	日30年度	1日平均(人)	新規登録者数	(人)
通所者数(当事者)	8,144	23.1	平成30年度	68
食事	3,599	10.2	平成29年度	56
入浴	1,858	5.3	平成28年度	77
インターネット	564	1.6		

※洗濯サービスは、施設の構造上、提供していません。

【レイアウト等の変更】

来館者の中には、「一人でゆっくり過ごしたい」「他者との交流は苦手」との声も増えてきたため、フリースペースには、一人でくつろぐことができる「リクライニングチェア」を3台設置し、レイアウトの変更を行いました。

また、従来の「静養室(和室)」は、新たなグループ活動の場として、「多目的室」として、様々な用途に使用できるように改装しました。これらの変更については、平成30年度の利用者アンケートにおいて多くの「好評」を得ています。

【情報発信】

生活支援センターは、新たな制度や施設等をお知らせする「情報発信の場」としての役割もあると考えます。

このため掲示板を活用し、各種のお知らせをはじめ、「グループホームの募集要項」を掲示する等、引き続き、情報発信をしていきます。

これまでも、利用者向け『運営報告会』を開催し、標準化モデル事業の説明をはじめ、自立生活アシスタント事業や計画相談支援事業など、各事業の説明等を行うなどしています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

イ. 食事サービス

20年前の開業時とは異なり、現在では安価な食堂も増え、ヘルパーの導入も可能となり、簡単に食事が摂れるようになりました。

しかし、当生活支援センターで夕食サービスを利用しているほとんどの人は、単身生活者であり、家庭的な食事を「皆で食べる」ことが夕食サービスの大きな特徴です。

メニューについては、「夕食サービス向上委員会」や意見箱に出された希望を採用する等、利用者の意見を取り入れており、より良いサービス提供に努めています。

ウ. 入浴サービス

区内に簡易宿泊所があった経過や、風呂なしアパートに入居している利用者も複数いることから4つの浴室を設置し、多くの利用者に入浴サービスを提供して来ました。

近年では、入院している方々の利用もあり、利用実績は他センターに比べ、多い状況です。

エ. インターネットサービス

利用者が自由に趣味や求人・アパート情報などを閲覧できるようパソコンを1台設置しています。

検索方法が分からない利用者に対しては、一緒に検索をするなど、利用者が必要な情報にアクセスできるよう支援を行っています。

②今後の事業展開

◆日常生活支援を通じた「利用者の把握」

利用者の「登録に至る経過」や、「フリースペースをはじめ、各種サービスを利用する目的」を把握することで、一人ひとりの「地域での暮らしぶり」を捉え、必要時には相談支援へと展開して行きます。

このため、「定期的な来館者が来なくなった」「連絡も無しに夕食を食べに来ない」等の『変化』を察知した場合には、生活環境や病状等に変化が生じた可能性を踏まえ、職員の側から連絡を取るなど、その状況把握に努めます。

◆継ぎ目のない支援提供

60歳以上の登録者が、243人と全登録者の約4分の1を占めており、その内、70歳以上の登録者が73人います。（※参考：60歳以上の登録者数：港北支援C116人・磯子支援C101人）

開設から20年が経過し、既に複数の利用者が介護保険サービスに移行していますが、ケアマネージャーに対し、精神障害者への対応方法を伝えるなど、今後も利用者のライフステージを見据えた継ぎ目のない支援を提供します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(2) 相談支援

◆適切な「相談支援」の提供

現在、生活支援センターが提供する相談支援は以下の通りです。

国事業	横浜市独自事業（横浜市地域生活支援事業）
・基本相談支援・計画相談支援 (指定特定相談支援事業者が提供)	・あらゆる相談の窓口 (一次相談支援機関)
・地域移行・地域定着支援事業 (上記の総称：地域相談支援)	・横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業 (通称：退院サポート事業)
・自立生活援助事業	・横浜市障害者自立生活アシスタント事業

このように複数の事業が並立しているため、利用者個々のニーズを丁寧に確認し、柔軟かつ適切な事業の提供を行います。

特に「計画相談+自立生活援助」といった『事業の併用』や「退院サポート事業⇒地域移行」などの『事業の移行』については、利用者にとっては煩雑であり、契約も事業ごとに行うため、利用者への説明や手続きの負担には配慮して行きます。

◆「一次相談支援機関」の役割

平成 30 年度末現在、神奈川区の「精神障害基礎把握数」は、5,748 人で、「精神障害者手帳所持者数」は、2,171 人と、どちらも年々、増加しており、今後益々、相談支援に対するニーズも増加すると予想されます。

生活支援センターは、横浜市の「一次相談支援機関」に位置付けられ、地域の「ワンストップ相談窓口」として、あらゆる相談に対応してきました。今後も「ひきこもり状態にある人々」や、福祉サービスの利用が叶わない当事者とのつながりを重視し、利用者の希望や状況に応じた相談支援を提供します。

◆「指定特定相談支援事業者」の役割

開設当初から「相談支援」に力を入れ、その対応に当たっては、PDCA サイクルに準じた「ケアマネジメント手法に基づく支援」を展開してきました。特にこの手法を制度化した「計画相談支援事業」については、より多くの当事者とのつながり、神奈川区の策定率向上に貢献するため、事業開始当初より積極的に取り組んで来ました。

(令和 2 年度 3 月末現在、62 人に対応しており、これまで延べ 125 人に対応しました。)

◆「相談支援」の提供姿勢

いずれの事業も、『意思決定支援ガイドライン』に沿って、利用者の意思を尊重します。

また、「問題やその原因、改善すべき点」を追求するのではなく、解決に役に立つ「利用者の能力や強さ、可能性等」に焦点を当て支援を展開します。

こうして、利用者一人ひとりの『リカバリーストーリーの伴走者』として支援を続けます。

【リカバリー研修の開催】

当財団が運営する全ての精神障害者支援事業の基本方針に「リカバリー」というキーワードを掲げ、毎年、全職員を対象とした研修を行うことで、そのイメージや思想を共有する機会を設けています。

6 具体的事業内容

ア. 電話相談

生活支援センターが提供する支援手法の柱であり、これまで多くの利用者に対応してきました。これまでの実績を踏まえ、より充実した相談支援を実践していきます。

①これまでの実績

【電話相談の経過】

開設時は市内全域からの「話を聴いて欲しい」というニーズに対応するため、2回線を引き、対応していました。

その後、順次、生活支援センターが設置されると、複数の生活支援センターに電話をかけることで一日の大半の時間を使ってしまう利用者も出現したため、「電話相談のあり方について」は、法人内や『生活支援センター連絡会』で協議をして来ました。

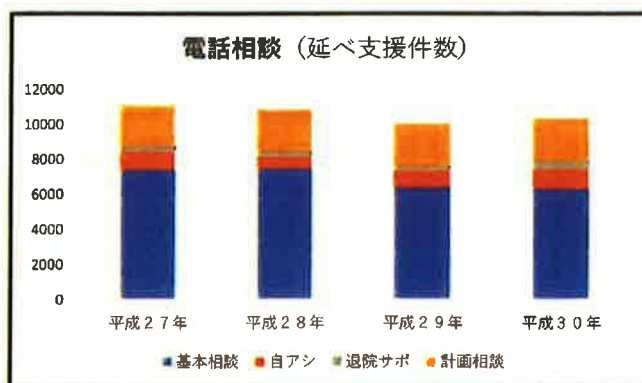
「電話相談」の利用実績

H30年度	1日平均
6,916件	19.6件

※基本相談で対応した件数のみ。

相談内容は、報告や世間話が多いため、利用者に対し、電話相談の利用の意味・目的を考えてもらうよう投げ掛け、現在では、「1日1回10分程度」とし、既に定着しています。

(※初回相談や緊急時は、これに限りません。)



なお、各区に生活支援センターが開設され、当生活支援センターの(基本相談の)電話相談の件数は減少傾向にあります。自立生活アシスタント事業をはじめとする他事業の電話本数を加えると、全体の件数は、10,000～11,000件程度で横ばい状態が続いています。

(左のグラフを参照して下さい。)

②今後の事業展開

◆安心や発見を提供する「電話相談」

気軽に電話ができる相談機関があることは、「家族や友人がおらず、話し相手がいない」「外出が叶わず、ずっと家で過ごしている」等の状況にある当事者にとって、「一人ではないこと」や「応援者がいること」を実感できるため、大きな心の支えになると捉えています。

今後も、より多くの声に耳を傾けて行きます。

なお、その聞き方については、単に話を聴くだけでなく、声にならないニーズを探り、利用者が自ら気付くことができる聴き方(アクティブリスニング)に努めます。

◆生活支援センターからの電話

自身の病状変化に気付かず、SOSの発信が困難な利用者があることを想定し、来館が途絶えた利用者に対しては、引き続き、こちらから電話をかけ、状況把握に努めます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

I. 面接相談

落ち着いた環境の面接室（右写真）で他者に気を遣うことなく、じっくりと話をすることができることも生活支援センターの「強み」です。

相談者は、利用者をはじめ、利用者と家族、家族のみ、利用者と支援機関職員など、様々であり、相談者の来館の意図や状況に応じた対応をしています。



【面接場面のイメージ】

① これまでの実績

時間・空間を日常から切り離すことで、「自分の考えを整理することができた」「自分の話をゆっくり聞いてもらった」とこれまでを振り返り、次に歩む機会を提供してきました。

面接相談・の利用実績

	H30年度
面接相談（面接室）	397件
生活場面面接 （受付窓口やフリースペース）	1,213件

※いずれも基本相談で対応した件数のみ。

② 今後の事業展開

◆「随時・即応的」な面接相談

開館時間中は、常に相談員を配置し、利用者や家族の都合に合わせて随時、面接相談を受ける体制を整え、横浜市の一次相談支援機関としての役割を果たします。

職員は、「ワンストップ相談窓口」として、誰からの話も『先ずは受け止める』ことを意識し、その後の対応について職員間で協議し、施設としての方向性を定めます。

◆「定期的」な面接相談

収支状況の確認や、生活の振り返り等について、継続的に面接を行う場合には、担当職員を定め対応します。（なお、対応に当たっては、原則的にベテラン職員と新人職員とのペアで対応し、人材育成も図ります。）

利用者と共に当面のゴールを設定し、「個別支援計画」を作成した上で対応します。

◆フロア等での生活場面面接

当生活支援センターでは、面接室での面接相談とは異なる「受付窓口での話」や「フリースペースでの立ち話」を『生活場面面接』と呼び、利用者の状況を把握する重要な関わりと位置付けています。

職員は、利用者の来館受付時に、生活状況や体調について話題にすることで、利用者の置かれた状況の「変化」を把握することに努め、その「感度」を高めることも求められています。

また、職員は定期的にフロアに出向き、利用者から気軽に声を掛けてもらえるよう努めます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

電話や面接室では解決し切れない生活課題を解決するため、利用者の「生活の場」に出向き、様々なニーズに対応して来ました。

平成 30 年度精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業の効果検証（中間報告書）において、増加する利用ニーズに十分に対応していくためには、日中の支援体制の更なる強化が必要であることが確認されたことを踏まえ、当生活支援センターでもアウトリーチに力を入れて行きます。

①これまでの実績

電話や面接室では解決し切れない生活課題を解決するため、利用者の「生活の場」に出向き、自宅の片づけを一緒に行ったり、医療機関や区役所へ同行するなど、様々なニーズに対応してきました。

近年では、アウトリーチに対するニーズが増加し、自立生活アシスタント事業をはじめ、アウトリーチを行う事業が制度化されました。

このため、生活支援センターで実施するアウトリーチの件数は右肩上りとなっており、この5年間は毎年1,000件を超えています。

（右のグラフを参照して下さい。）

国も『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業』の新たなメニューとして、「アウトリーチ事業」を位置づけており、アウトリーチは、今後益々、重要な支援手段の一つになると考えます。

当生活支援センターでもニーズの掘り起こしを行い、支援を届けることに努めます。

「訪問・同行」の支援実績

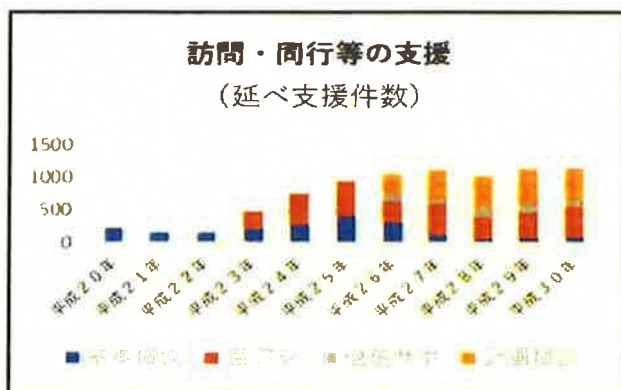
H30年度

102件

※基本相談で対応した件数のみ。

訪問・同行等の支援

（延べ支援件数）



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

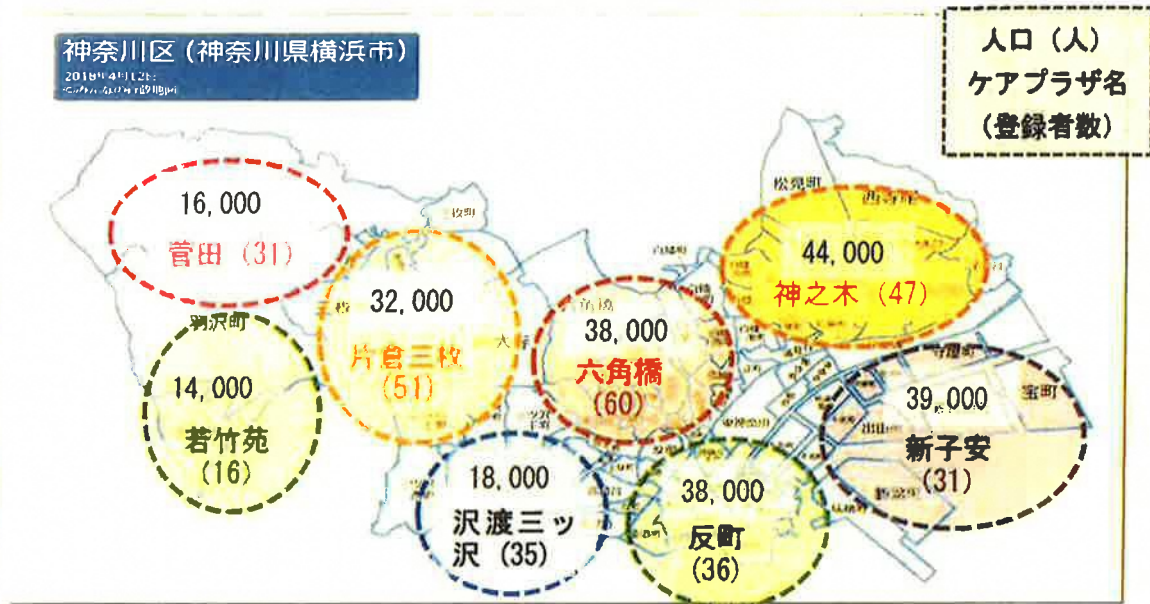
6 具体的事業内容

②今後の事業展開

◆登録者数の少ないエリアへのアウトリーチ

区民の登録者の居住エリアを分類した結果、下の図のようになりました。

「3 機関定例カンファレンス」で作成した【地域診断のデータ】も活用しながら、地域ケアプラザを拠点として、新たなニーズの掘り起こしを行います。



【登録者分布図】

	管轄ケアプラザ	人口 (人)	登録者数 (人)	地域特性等
1	神之木	44,000	47	大口駅周辺で商店街がある
2	新子安	39,000	31	再開発地域と住宅密集地が共存
3	六角橋	38,000	60	大学・商店街がある
4	反町	38,000	36	当センター所在地
5	片倉三枚	32,000	51	大規模団地・集合住宅がある
6	沢渡三ツ沢	18,000	35	横浜駅・三ツ沢公園がある
7	菅田	16,000	31	団地・高齢者施設が多い
8	若竹苑※	14,000	16	市街化調整区域・農家が多い

※若竹苑は、地域包括支援センターのみ設置。

※人口は、令和1年9月末日現在。(横浜市ホームページより集計)

※登録者数は、令和2年2月末日時点の登録者(307人)を振り分けたものです。

◆「ひきこもり状態にある人」へのアウトリーチ

横浜市の調査によると、40～64歳でひきこもり状態にある人は、市内で約12,000人いると推計されています。これを人口比で換算すると、神奈川区は、768人となります(平成30年 横浜市子ども・若者実態調査/市民生活実態調査報告書より)。

この中には、その原因が精神疾患による人が少なからずいると推測します。

このため、区役所、基幹相談支援センターをはじめ、地域包括支援センター、各地のケアマネージャー、民生委員等と連携を取り、ひきこもり状態にある人に対し、積極的に支援を届けて行きます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

◆様々なアウトリーチの展開

これまでの実践を踏まえ、当生活支援センターが提供する「アウトリーチ」を以下に大別し、それぞれの状況に応じた支援を展開します。



【訪問時の様子】

ア. 「出会い」のためのアウトリーチ

未治療者や医療中断者、福祉サービスとのつながりがない当事者等と出会い、支援関係を築く「初めの一歩」と位置付けられます。

ご家族等からの相談を受け、来館が困難なため、顔合わせをするため最寄りのケアプラザや自宅に訪問する等、訪問から始まる支援もありました。

今後は、「引きこもり状態にある方々」等、潜在的なニーズに対する積極的な働きかけも行います。

なお、こうした出会いの訪問については、ご本人の意向を慎重に確認しながら、複数の職員で出向くことを原則とします。

イ. 「アセスメント」のためのアウトリーチ

自ら SOS を発信することが困難であったり、劣悪な環境下での生活を「当たり前」と捉えている場合は、利用者宅に出向くことで、面接室だけでは把握できない生活状況をアセスメントすることが可能となります。

このため、普段から「安全・安心な生活を送っているか？」との観点で利用者の話に耳を傾け、必要時には、アセスメントのためのアウトリーチを積極的に行います。

ウ. 「課題解決」のためのアウトリーチ

(ア) 適宜対応

ATM の操作練習やゴミ集積場の確認、不動産会社や区役所への同行など、面接室での会話だけでは解決しない生活課題に対し、これまでと同様に即応的に対応します。

(イ) 緊急対応

病識が持てず、必要な医療を中断した結果、病状が悪化したため、相談員が自宅を訪問し、医療機関の受診を勧めたり、受診に同行することがあります。

このように医療が切れてしまうリスクに対しては、平時から「クライシスプラン」の作成・共有に努め、対応に当たっては、複数の職員で対応することを原則とします。

また、緊急時の対応方法については、運営マニュアルの「地域定着支援事業」における緊急時対応の流れに即し、対応します。

(ウ) 計画的・継続的対応

入院中の方々の退院支援をはじめ、計画的・継続的なアウトリーチを要する場合には、「横浜市退院サポート事業」や、「横浜市自立生活アシスタント事業」などの利用も考慮し、職員間で検討した上、適切な相談支援を提供します。

エ. 「地域づくり」のためのアウトリーチ

継続的な自宅訪問が必要な利用者に対しては、そのニーズに応じ、訪問看護ステーションや居宅介護事業所、横浜市後見的支援室など、アウトリーチを行う他の支援機関と連携したり、区自立支援協議会を活用し、支援プロセスの共有化を図ります。

また、利用者と共に不動産会社や商店などに出向く「地域へのアウトリーチ」を通じ、地域の理解者を増やすことによって、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』に向けた働きかけも行います。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(4) 嘱託医相談

神奈川県生活支援センターでは、精神障害者又は精神障害の疑いのある方や、そのご家族に対し、精神科医師による「嘱託医相談」を開催しています。

①実施事業内容

【相談体制】

当法人に所属する臨床経験の豊富な精神科医が、相談者ひとり一人の話を耳を傾け、「精神科医療の観点」から助言を行っています。

一般的な診察とは異なり、「1人30分」の枠を確保し、じっくり話をするができるため、相談者が精神疾患について理解を深める機会となっています。

なお、相談内容については、職員と共有し、必要に応じて他機関との調整も行っています。

【相談者・相談内容】

相談者は、精神障害がある当事者のみならず、ご家族をはじめ、地域の関係機関の職員など、様々な人を想定していますが、そのほとんどは、当生活支援センターの登録者です。

これまでの相談内容は、「精神症状や処方内容に関するもの」が多くを占め、主に『セカンドオピニオン』としての機能を果たしてきました。

近年では、「統合失調症や双極性障害以外の疾患に関する相談」をはじめ、「身体疾患との因果関係」「高齢化に伴う合併症」「家族関係について」など、その相談内容が多様化・複雑化しています。

「嘱託医」の支援実績

H30年度

11件

②今後の事業展開

◆精神科医・心理士による相談対応

多様化・複雑化している相談に対応できる間口を広げるため、従来の「精神科医師」による面接相談に加え、新たに「心理士」による面接相談も開始し、月4回の相談機会を確保します。

◆相談支援への展開

相談内容については、対応した医師・心理士と職員間で吟味し、必要時には、医療機関への連絡調整、受診同行や自宅訪問など、次の相談支援へと展開します。

◆広報活動

区内の精神障害等基礎把握数は、5,700人（平成30年度末）に上っていますが、精神疾患により、未だに相談に結びつかずにいる人も少なくないと思われます。

このため、当法人のホームページや広報紙等の活用、ケアプラザへの周知などを行い、より多くの人に相談の機会を提供することに努めます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(5) 地域連携

区役所や区内の関係機関をはじめ、様々な関係者と「顔の見える関係づくり」や「共働活動」を実践してきました。

特に昨年は、『開設20周年祭』を開催し、利用者をはじめ地元町内会や地域作業所等、100名ほどの方々にご参加頂き、20年の歩みを振り返ると共に、今後の『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』の中心的な役割を果たす責務を再確認しました。



【20周年祭の寄せ書き】

①実施事業内容

毎月、区障害支援担当職員と業務や個々のケースに関する情報共有の場を設けるほか、他区に先駆け、平成27年度から区自立支援協議会の事務局を担っています。

また、区内の精神科医療機関に出向き、当生活支援センターの活動紹介、地域ケアプラザでの講座開催、ヘルパー事業所での研修等も開催しました。

その他、民生委員への事業紹介や施設見学の受け入れ、精神保健ボランティアグループや町内会とも交流し、地域作りに取り組んできました。

区内の支援機関や団体と連携・共働している活動・事業は以下の通りです。

地域関係機関	平成23年度から平成30年度の主な連携状況
区役所・行政	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川区障害支援担当との定例会（年12回） ・自立支援協議会 代表者会議（年1回）、事務局会議（年12回）、地域づくり会議（年4回）、相談部会（年6回）、啓発分科会（年4回）、地域移行・定着支援分科会（年6回）など計60回程度の参加。 ・退院促進支援協議会（年4回 退院促進支援の運営協議・啓発事業の実施） ・自立生活アシスタント連絡会及び地区会議（年6回） ・横浜市障害者後見的支援室（おんぷ）とのケース共有（年4回）
精神障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援センター運営連絡会（年2回） ・生活支援センター連絡会（年4回） ・区内障害者施設運営委員会（地域活動ホーム及び地域活動支援センター等の運営委員会・会議に出席）年20回程度。 ・神奈川区作業所連絡会への参加（年12回程度） ・浦島共同作業所やわかば工芸によるお弁当配達。（随時） ・わかば工芸によるパンの出張販売による軽食サービス提供。（週2回） ・生活支援センターの日常清掃（週2回 精神障害者に働く場を提供） ・は一と友神奈川防災訓練（年2回 「は一と友神奈川」の共同防火訓練）

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

地域関係機関	平成 23 年度から平成 30 年度の主な連携状況
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援センター運営連絡会（年 2 回） ・福祉まつり（年 1 回 洲崎神社のお祭りを反町町内会と近隣福祉施設が開催） ・町内会盆踊り（年 1 回 町内会が開催する盆踊り大会に模擬店参加） ・防災訓練（年 1 回 防災週間に地域防災拠点が開催する防災訓練に参加） ・民生委員による施設見学会（年 1 回 15 名程度）
家族会 「わかば会」	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば会例会（毎月 家族の連携・情報交換と相互支援についての話し合い） ・家族講座（年 1 回 精神障害者を抱える家族を支援する講習会を開催） ・キラメキ展覧会（年 1 回、5 日間。家族会と支援センター利用者の作品展）
地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉個別相談会（菅田ケアプラザで毎月開催） ・区内の 8 地域包括支援センター職員への事業案内。（年 1 回以上） ・ケアプラザ職員勉強会への参加。（年 5 回） ・ケアプラザ公開講座への講師派遣（年 1 回程度）

区内の通所施設等との共催事業

毎年、納涼会・クリスマス会・新春の集いを開催しています。
これは生活支援センターの利用者をはじめ、各機関の通所者だけでなく、生活教室や入院中の方々も参加しており、いずれも 100 名以上の方々に参加されています。
15 年以上、継続して開催しているため、参加者同士の交流の機会ともなり、「どうしていた？」等と、互いに声を掛け合う場にもなっています。



【クリスマス会の様子】

②今後の展開

◆関係機関との更なる連携

『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』が有効に機能するためには、お互いの役割や強みが共有され、補完し合う関係の構築が必須です。

引き続き、区自立支援協議会をはじめとする「協議の場」に積極的に出向き、地域のネットワーク作りを図ります。

◆人材育成を通じた地域づくり

当生活支援センターは、これまで区内各機関と日常的に連携を図る中で、個別支援に関する課題や悩みに加え、職場の悩みも互いに相談できる関係を築いて来ました。

今後、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』が有効に機能するためには、「担い手の育成」も当生活支援センターの役割であると認識しています。

これからも支援者同士の繋がりを大切にし、当生活支援センターの 20 年の経験を踏まえ、精神障害者支援のノウハウを伝えるなど、人材育成を通じた地域づくりを行います。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(6) 自主事業

利用者のニーズに合わせたプログラム運営に心掛け、個々の可能性を尊重しながら事業を行ってきました。

「グループ活動を側面的に支える活動」と「スタッフが主導する活動」との目的別の運営により、『学びや体験の機会』を提供してきました。

また、サービスや支援の受け手だけでなく、『担い手へと立場が変わる体験』の提供にも努めてきました。

①これまでの実績

制度や疾患について知識を得る機会や、生活・対人関係スキルを学ぶ機会だけでなく、「自分の体験や思いを話せる機会」や、「他者の意見や考えを聞ける機会」を作ってきました。利用者が自分なりの目標を持ち、歩み進めていくことにつながっています。

平成 23 年から平成 30 年の 8 年間に以下のようなプログラムを実践してきました。

プログラム名	内容・目的	頻度・参加人数
利用者ミーティング	利用者とともに支援センターの運営のための話し合いの実施	76 回、延べ 486 名
夕食サービス向上委員会	食事提供の提案やメニューの要望について	60 回、延べ 330 名
就労講座・SST	働く上での基礎の学習、コミュニケーションスキル学習	71 回、延べ 385 名
生活講座	食事の準備の工夫や金銭管理などの生活スキルの学習	25 回、延べ 145 名
パソコン講座	パソコン操作や文書や表計算などの作成を個別に学習	12 回、延べ 33 名
バスハイク	事前の打ち合わせから利用者が参加。お花見や水族館など福祉バスを活用して外出。	計 27 回、延べ 251 名 (打ち合わせ含む)
映画会	映画鑑賞の実施 プログラムは利用者が選択。	24 回、延べ 115 名
昼食会	利用者やボランティアの参加による食事会の実施	24 回、延べ 139 名
季節行事	書初めや花火大会見学など、季節を楽しめる活動	13 回、延べ 113 名
リワークフォローアップ	総合保健医療センターのデイケア「リワークプログラム」を終了した方が集まって、近況報告する機会	37 回、延べ 215 名
菅田ケアプラザでの活動	菅田地域ケアプラザのフロアを活用し、ゲームやお菓子作りなど他者との交流機会を開催。	49 回、延べ 151 名
消防訓練	施設内の訓練に参加。	15 回、延べ 140 名
家族講座	家族向け精神障害理解に関する講座	3 回、延べ 41 名

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

また、当事者中心の自主活動を側面的に支援してきました。これらの活動を通じて、利用者の「あんなことをしてみたい」「こんなこともできるかな」といった声に耳を傾け、その実現に向けて、活動してきました。

平成 23 年から平成 30 年の 8 年間に以下のような自主活動をサポートしてきました。

活動名	内容	頻度・参加人数
Café de すいーつ	お菓子や昼食づくりを実施	22 回、延べ 122 名
カメラの会	撮影会を中心に作品展示などを実施。	89 回、延べ 253 名
スポーツサークル	ソフトボール大会に向けた練習、卓球大会。	76 回、延べ 644 名
女子会	女性が集まり、お菓子作りや喫茶店での交流	17 回、延べ 46 名
ゲームサークル	ボードゲームを楽しむ会	25 回、延べ 75 名
カラオケ	カラオケ練習会の開催	169 回、延べ 1199 名
はたらくことサロン	はたらくことを気軽に語らう場。	29 回、延べ 116 名

②今後の展開

◆個々の「リカバリー」を後押しするプログラム

スタッフは、利用者個々のニーズを踏まえ、それが叶うための側面的な支援を行います。利用者が、プログラムを通じ、「自信の回復」や「生活経験の拡大」「他者との結びつき」等を感じ、『リカバリーの歩みを進められる』ことを意識した支援を展開します。

(①定期面談からプログラムに展開した例： 病気の人と話がしたい ⇒ 当事者会の発足

②フロアでの会話がサークル活動に発展した例： 仲間を作りたい ⇒ ゲームサークルの発足)

このようにスタッフは、常に利用者個々の「リカバリー」を意識し、利用者の可能性を引き出すことに努めます。

◆病院とも協働した生活体験機会の提供

入院患者や病院関係者を対象に、退院支援の事業紹介や退院意欲の回復を目的として、区内の精神科病院と協働プログラムを行っています。(退院サポート事業参照)

このプログラムにより、入院中から生活支援センターを利用し、入浴サービスや日中の居場所として活用する方が増えました。そこで、病院と連携し『退院後の生活を想定した体験機会』をプログラムとして実施します。

具体的には、当法人発行の『ひとり暮らしのコツ集めてみました～生活実践型ハンドブック～』(2008 年)を教材に、簡単な調理やゴミの分別、生活リズムの整え方などをテーマに講座と実践を交えたプログラムを実施します。

参加は入院患者のみならず、興味のある生活支援センターの利用者も可能とし、仲間同士の支え合いも大切に行きます。



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(7) 家族支援

精神障害者の多くは長くその家族に支えられており、一方では、「家族が当事者の面倒を見るのは当然のこと」とされ、制度上でも家族は負担を強いられて来ました。

平成 26 年度の改正精神保健福祉法により、保護者制度が廃止されたものの、依然、家族の負担は大きく、「自分の時間を持つことは考えられない」等との言葉も耳にしています。

『ケアラー支援』が法制化されている先進諸国に倣い、埼玉県で条例化の動きがあるように家族自身も生活を楽しみ、自己実現を図ることが制度上、認められることが求められています。

①これまでの実績

個別の家族支援は、以下の通りです。

「家族支援」の支援実績

H30年度

251件

※全事業の面接・電話の総計

当生活支援センターでは、当事者と家族との面接相談をはじめ、家族のみの面接相談、当事者・家族・支援機関の職員を交えたカンファレンスへの参加など、様々な形で「家族支援」を行ってきました。

これまでも神奈川区家族会『わかば会』とは様々な形で協働してきましたが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指し、益々、連携を強めて行きます。

【区家族会『わかば会』との協働実績】

- ◆『キラメキ展覧会』の開催
(※詳細は右を参照して下さい。)
- ◆「家族講座」の開催
- ◆家族会（定例会）への職員の派遣など
- ◆区自立支援協議会への家族会会員の参加など

家族や当事者の誰もが出品することができる作品展で、平成 25 年度より開催しています。
来館が叶わない当事者の「表現の場」としても活用されています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

②今後の展開について

◆個別の家族支援

様々な家族の相談に対応した実績を踏まえ、当生活支援センターが提供する「個別の家族支援」は、当事者と家族との「関係の局面」を見極め、その状況に応じた支援を行います。

(以下、対応例です。)

状況	対応方法
発病時	・病気の説明や当事者を精神科医療につなげる助言をします。
自責時	・発病のメカニズムを解説し、家族に責任は無いことを伝え、心理的な負担の軽減を図ります。
関係性の悪化時	・第三者として両者の間に入り、「通訳」や「関係性の解説者」としての役割を担い、コミュニケーションの回復を図ります。
孤立時	・家族・世帯の孤立を防ぐため、神奈川区の家族会『わかば会』や浜家連の『ピア電話相談』を紹介するほか、自宅を訪問します。
緊急対応時	・『家族支援事業（緊急滞在場所）』や当事者を医療機関につなげる助言をします。
将来の不安	・『成年後見制度』や『希望BOOK（神奈川区版あんしんノート）』をはじめとする各種の制度を説明するほか、『後見的支援室』を紹介し、見守り体制の構築を図ります。 ・（その後の直接的な支援は、当生活支援センターが担います。）

◆世帯単位の支援

現在も「当事者を支えるケアラー（無償の介護者）」の多くは「親」が担っており、親の高齢化に伴う『8050問題』が指摘されています。

また、近年では「ヤング（子ども）ケアラー」の存在も指摘されており、「担い手の家族」も多様化しています。

現代の家庭では、複雑かつ複合的な課題が生じることもあるため、支援対象を「世帯単位」で捉え、必要時には、地域包括支援センター等と一緒に支援を展開して行きます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

◆家族会との協働

家族会の活動の根幹は、「相互支援」・「学習」・「社会的運動」で、これは『家族会の3本柱』と呼ばれています。（みんなねっと「全国精神保健福祉会連合会」ホームページより）
上記3本柱の活動に対し、当生活支援センターとしては、以下の活動を行います。

1. 相互支援

「家族会」へ職員を派遣し、家族のセルフヘルプ活動を側方的に支援します。

2. 学習

「家族会」への職員派遣や、「家族講座」の開催等により情報を提供します。

3. 社会活動

区自立支援協議会の「地域移行・地域定着分科会」の啓発活動に参加して頂き、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』に向けて、一緒に地域に働きかけます。

◆ニーズ調査と啓発活動

当生活支援センターの来館者の多くは単身生活者ですが、登録者のおよそ半数は、家族同居であるため、潜在的な家族支援のニーズはあると考えます。

このため、現役世代の家族も参加が可能となるよう「家族講座の週末開催」や「家族会へのニーズ調査」、「生活支援センターの広報活動」と併せた「家族会の周知」も行います。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団





6 具体的事業内容

(8) 普及啓発活動の実施

①これまでの実績

私たちはこれまで、地域の精神保健福祉の相談窓口としての機能を広く周知するよう努めてきました。また、神奈川区内の連携事業所をはじめ、さまざまな機関と協力しながら精神保健福祉の啓発活動を実施してきました。これらの活動は今後も進めていきます。

【広報紙の配布】

広報紙名・対象者	目的・内容	
利用者向け 『生活支援センター便り』	毎月1回、生活支援センターのイベントやお知らせを発行しています。 関係機関をはじめ、医療機関等にも配布しており、法人ホームページでも掲載しています。	
地域住民向け 『支援センターNEWS』	広く地域の方々に生活支援センターを知っていただくため、区内に全戸回覧をしました。 H28・29年に各6200部を発行しました。	
入院中の当事者向け 『あなたの「退院」をお手伝いさせて下さい』	生活支援センター・区役所・基幹相談支援センターとで共同制作し、市内の精神科病院に配布しました。 他区の関係機関にも紹介し、啓発ツールとしての広がりも見せています。	
区内の支援者・当事者向け 『まちでくらす』	区内の3障害の事業所や相談窓口を紹介しています。利用者のみならず、身近な相談者にも役立ててもらえるような内容です。 H30年に自立生活協議会で発行した冊子です。	

【地域ケアプラザでの啓発活動】

地域住民の精神保健福祉の理解促進を目的として、精神保健福祉に関する講座をこれまでに区内すべてのケアプラザで開催してきました。

ケアプラザでの啓発活動を通して、関係者との「顔の見える関係」や、地域からの相談をキャッチできる体制を作っています。

講座 『こころの病の理解と対応』	精神疾患に関する基本的な知識や対応の方法についての講座を、外部講師にも協力いただき開催しました。また、自身のメンタルヘルス向上に役立つ情報提供も行いました。
こころの健康個別相談会	菅田地域ケアプラザでの個別相談会を毎月開催しています。来館が叶わない方でも相談できる機会として実施してきました。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

【子育て世代に対するメンタルヘルス啓発】

従来の精神保健福祉の啓発に加えて、近年関心が高まっている『子育て世代のメンタルヘルス』に着目し、神奈川区内の「子育て支援拠点」で講座を開催しています。出産を機に起こりうる心身の変化、自分の気持ちに気づき、相談することの大切さを伝えています。

【地域イベントへの参加】

地域で行われているお祭りに利用者と共に参加しています。毎年、町内の13事業所と実行委員会を立ち上げて模擬店を出店し、地域住民と利用者がお互いに交流できる場をコーディネートしています。

利用者も模擬店の売り子や、お神輿かつぎを毎年楽しみにしています。



【夏祭りの様子】

【その他】

ボランティア講座の開催、看護学生や福祉の学生の實習を受け入れています。

<p>ボランティア講座</p>	<p>疾患を学ぶ講座だけでなく、利用者との関わりについての寸劇、面接場面の体験、生活支援センターや地域作業所の見学も実施しました。 ボランティア講座を契機に、区内事業所でボランティアを始めた参加者もいます。</p>
<p>学生の實習</p>	<p>生活支援センターにおける支援の実際や、利用者との交流を通じた学びの機会を提供しています。 当事者による講義も実施し、「病気の体験や、生活の様子が分かった」と学生の理解を深める時間になっています。</p>
<p>こころの健康サポーター講座</p>	<p>区社協や区役所と協力して精神保健ボランティアの育成を目的としたサポーター講座を実施しました。</p>

②今後の展開

地域での『自分らしい暮らし』の実現には、市民が精神障害に関心を持ち、理解し、支えあえる地域づくりが必要です。そのためには、市民にも寄り添った普及啓発活動の継続が重要だと考えます。

メンタルヘルスの問題が多様化している中、これまでのノウハウを活かしつつ多彩な普及啓発を展開し、精神障害者への理解や関心を深めていける取り組みを実施します。

今後の展開内容

- ・地域ケアプラザでの精神障害の地域移行・定着に関する研修の開催
(対象：民生委員、不動産会社など対象を支援者以外にも広げて実施)
- ・地域ケアプラザ等からの要望に応じた精神保健福祉講座
- ・区内イベント等の参画（区自立支援協議会と）
- ・広報紙・ホームページ等の発信媒体の活用
- ・当事者グループとのコラボレーション企画
- ・ピア活動のコーディネート（体験談を話す機会づくり）

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(9) 精神障害者退院サポート事業

当生活支援センターでは、平成 19 年度から退院促進支援事業（現：横浜市退院サポート事業）を実践してきました。

平成 25 年度からは、指定一般相談支援事業所の指定を受け、地域相談支援（地域移行・地域定着支援）も実施しています。

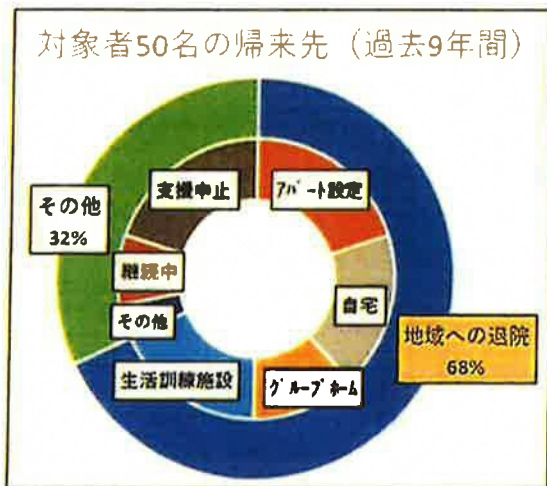
①これまでの実績

【精神科病院入院者の地域移行】

横浜市退院サポート事業及び地域移行支援事業において、平成 23 年度からは 50 名の方を支援し、これまで 35 名の方が退院されました。退院者の平均入院期間は、6.3 年です。

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	合計
支援対象者数	13	9	8	9	12	8	13	13	13	延べ 98 (実数 50)
退院者数	5	4	1	6	2	2	3	5	7	35

支援対象者全員に個別支援計画を作成し、定期的な振り返りを行っているほか、センター内でもカンファレンスを実施し、多角的な考察も踏まえた支援となるようにしています。



特にアパート設定については、年齢・経済的理由・緊急連絡先の不在など、様々な要因でスムーズに移行することが困難な場合も多くあります。

安心できる生活の基盤を作るため、障害福祉サービスの支援のみならず、地域住民の理解や、さりげないサポートなどのインフォーマルな繋がりも大切にしてきました。

このように地域の方々との“つながり”ができることで、退院支援が実現しています。

【地域定着支援事業】

当生活支援センターでは、長期入院を経て退院された方々をはじめ、生活上の不安を解消・解決するために必要な方々と契約し、地域定着支援を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
契約者数	4 名	3 名	7 名	9 名	9 名

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

【横浜市退院サポート事業における病院との協働事業】

入院中の方々や病院職員を対象に、退院支援の事業を紹介し、退院意欲の回復を目的として、区内病院と協働事業を行っています。ピアサポーターやボランティアも参加し、参加者の気になるテーマや希望を取り入れた内容です。

更に、病院関係者と意図的に関わることで、プログラム参加者から事業対象者としてつながる利用者も増えています。

協働事業の参加をきっかけに、入院中から生活支援センターに来館し、サービス利用やイベントに参加できることで交流の機会も増えています。

◆協働事業 実施例◆	◆寄せられた感想◆
生活支援センターの見学会 好きなお弁当を食べる昼食会 ピアサポーターによるセンター紹介 等	・参考になりました。楽しかったです。食事が美味しそうで、とても魅力です。 ・良心的で分かりやすい説明だった。退院サポートのことについて特に教えて欲しい。
講座：社会資源を利用してみよう 身近にある社会資源はどんなものがあるのか、どう活用できるのかの紹介 (居宅介護、日中活動先など)	・自分のやりたい事を聞いてもらって楽しかった。このようなプログラムをもっといっぱいやって欲しい。 ・とても勉強になって良かった。
講座：退院後の生活について ピアサポーターの経験から、一日の過ごし方や日中どんな活動があるのか知ろう	・どんな人付き合いをしているか知りたい。 ・生活リズムが大切だと改めて分かりました。 ・ピアサポーターの経験で参考になる事も多かった。

【ピアサポーターとの協働】

病院との協働事業では、ピアサポーターとして活動している当事者の協力を得て、「退院までのストーリー」「退院後の生活・日中活動」「余暇」等様々なテーマで体験談を発表してもらいました。

ピアサポーターとの出会いが、「退院に向けて勇気をもらえた」「諦めていたけど、自分も一人暮らしができるかも」と思えるきっかけとなり、退院に向けた後押しとなっています。

また、協働事業を通じて、退院サポート事業を利用し退院した当事者が、今度は自分の経験を語る側になり、さらなるリカバリーのきっかけにつながっています。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて】

当生活支援センターでは、関係する支援者をつなげ、協議の場づくりの中心を担ってきました。令和元年度は市のモデル区として活動し、区自立支援協議会「地域移行・地域定着分科会」の場で、区内の課題を整理・検討しました。

コア会議 (月 1 回)	分科会の開催準備・内容検討・課題整理
分科会 (3 か月に 1 回)	区内の課題出し 情報交換 事例検討 (区内病院が退院を検討したい事例について提出し、地域の機関の果たす役割を考察する)

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

②今後の事業展開

これまで当生活支援センターで培われたノウハウを『3つの強み』として整理しました。これらを活かし、長期入院を経験していても地域に移行し、生活が継続できるよう病院職員や関係機関等とのネットワークも活用して事業を展開します。

強み① 個別支援

- ◆利用者の状況を的確にアセスメントし、横浜市退院サポート事業と地域相談支援を連動させ、長期入院の解消を目指します。
- ◆ご本人の退院に向けた不安に寄り添い、ご家族や地域にも理解や協力を得られるよう信頼されるサポート体制づくりを築きます。
- ◆長期入院となっている要因も多様化しています。特に高齢化は、地域生活への移行にあたり配慮を必要とするため、高齢者支援機関とも連携し、利用者の特性に合わせ、地域での生活をコーディネートします。
- ◆「地域定着支援事業」等を活用しながら、国が第6期障害福祉計画において掲げる、平均生活日数の数値目標「316日以上」の達成を目指します。
- ◆退院後の生活やサービス利用状況等を把握し、地域づくりに反映させるため、退院サポート事業等利用者の退院後1年間の追跡調査を実施します。

強み② 普及啓発

- ◆入院中の方々向けプログラムの実施（病院との協働事業）
病院の多職種スタッフ、ピアサポーター等と協働し、退院への意欲を向上させる情報を提供します。特に、ピアサポーターの経験は退院支援の大きな力になると考えます。更に病院相談室と連携し、制度利用につなげていけるような仕組みを強化します。また、生活支援センターだけでなく、地域の事業所にも協力を依頼し、「施設の見学会」や「体験の場」を提供する機会を設けます。
- ◆生活支援センター・区役所・基幹相談支援センター作成のリーフレットを用いた啓発活動も引き続き実施して行きます。

強み③ 地域づくり

- ◆『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』の構築を目指し、長期入院を経験していても「当事者の豊かな地域生活」が実現できるために、地域が一体となって個別支援の課題から、地域課題を抽出し、解決にむけて検討します。その議論のもと、不足している制度や社会資源の創出などの各種提言活動を行っていきます。
- ◆地域精神保健医療福祉資源分析データベース「ReMHRAD」などを活用しながら退院可能な長期入院患者の数を把握し、地域を巻き込んだ地域移行計画の提案を行います。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業

当生活支援センターでは、平成23年度から本事業を開始し、より多くの利用者に支援を提供するため、「目標志向・短期集中型の支援」「利用者毎のネットワーク作り」をモットーに本事業を展開してきました。

平成28年度には、厚生労働省から補助を受け当財団で調査研究を実施し、「自立生活援助」の創設に協力しました。その後、平成31年1月より、「自立生活援助」の運営も開始しています。

①これまでの実績

当生活支援センターでは、以下の方針のもと当事業を展開してきました。

◆目標志向型の支援

区障害支援課のワーカーをはじめとする紹介者に「支援の動機づけ」や「利用目的の明確化」をしてもらうことで、スムーズな支援の導入を図っています。

◆短期集中型の支援

「利用期間を原則6か月」と定め、契約を結ぶことにより、両者に「終結」が意識され、この期間の有効活用が話し合われています。

◆即応的な支援の導入

上記2点の支援が実現することによって、待機期間を設けず、即応的な対応が可能となっています。実際、高齢の親と当事者世帯の「緊急事態への対応要請」が断続的に入っており、今後も益々、こうした緊急対応が求められることが予想されます。

◆新規の受け入れ

年間平均12人以上の新規利用者を受け入れてきました。支援展開により、平成23年度～平成30年度末までの8年間で、延べ186人の方々に支援を提供しました。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
利用者数	10	19	26	23	30	23	25	30	186

◆人材育成

当法人では、専任アシスタントの要件（5年以上の経験）をクリアしている職員を多く抱えているため、継続的に横浜市の「アシスタント委員」を担い、事業ガイドラインの作成や、アシスタントを対象とした研修内容等の検討会に職員を派遣してきました。

◆厚生労働省障害者総合福祉推進事業（調査研究）

平成28年度に厚生労働省の補助を受け『障害者の一人暮らしを支えるための支援の実態把握に関する調査研究』を当財団で実施し、「市内全40か所のアシスタント事業所」と「全国各地のサテライト型住居」の支援実態を取りまとめ、「自立生活援助」の創設に協力しました。

◆自立生活援助について

平成31年1月より事業の運用を開始し、令和2年3月末現在、2人が利用しています。「定期的な巡回訪問」を要する利用者に対して、おおむね週1回の訪問により、段階的に本人自身で取り組めるような具体的な取り組みや助言を行っています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

②今後の事業展開

「個別支援」と同時に「新たな支援手法を開発する」ことで当事業の発展を目指します。

◆潜在的ニーズの発掘

先述の(3)アウトリーチにおける「今後の事業展開」の活動との連動や、毎月開催している「3機関(生活支援センター、区役所、基幹相談支援センター)定例カンファレンス」「区MSWとの連絡会」において新たなニーズを発掘します。

また、日頃から「ケアマネージャー」や「神奈川区障がい者後見的支援室」と顔の見える関係を作り、必要時の即応的な支援の導入に備えます。

◆個別のネットワーク作り

引き続き、利用者に対する直接的な働きかけにとどまらず、地域の関係機関や、インフォーマルの地域な社会資源(例:不動産会社・個人商店等)をも含めた「個別の支援ネットワーク」作りを行います。

◆支援ツールの作成と共有

これまでの個別支援の蓄積から「転居支援」や「金銭管理」など、繰り返される『共通の支援テーマ』に関する手引書を作成します。

これにより、経験の浅い職員でも標準的な支援をスムーズに提供できることを目指します。なお、この手引書は、当生活支援センターにとどまらず、他機関にも提供していきます。

◆「スモールステップ表」の導入

利用者が取り組む課題を細分化し、その取り組みを自己評価してもらうことで、「自己肯定感を高め、各人のリカバリーを促進する」ことを狙いとしています。

また、「利用者の自己評価」と同時に「支援効果の数値化・見える化」も図ります。

(右の表を参照して下さい。)

The image shows a screenshot of a 'Small Steps Table' (スモールステップ表). It is a grid-based table with several columns and rows. The columns represent different categories or tasks, and the rows represent individual users. The table is used to track the progress of users in completing various tasks, with red and green markers indicating the status of each task.

◆両事業の適正運用

枠組のある「自立生活援助事業」と柔軟性のある「自立生活アシスタント事業」の特徴を踏まえ、利用者個々の状況に合わせて、適切に使い分けをしていきます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和3～7年度）

（単位：千円）

【収入】

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	72,879	73,764	74,649	77,644	76,419
入浴サービス等実費徴収額	191	191	191	191	191
合計	73,070	73,955	74,840	77,835	76,610

【支出】

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	57,512	58,397	59,282	60,167	61,052
常勤職員（6名）	34,376	35,096	35,816	36,536	37,256
非常勤職員（4名）	11,708	11,708	11,708	11,708	11,708
アルバイト	0	0	0	0	0
調理アルバイト	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
嘱託医賃金	556	556	556	556	556
法定福利費	6,862	6,997	7,132	7,267	7,402
退職給与引当金	1,618	1,648	1,678	1,708	1,738
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	132	132	132	132	132
施設管理費	7,748	7,748	7,748	7,748	7,748
光熱水費	3,926	3,926	3,926	3,926	3,926
庁舎管理	3,822	3,822	3,822	3,822	3,822
修繕積立金	0	0	0	0	0
運営費	3,442	3,442	3,442	5,552	3,442
旅費	291	291	291	291	291
消耗品費	211	211	211	211	211
印刷製本費	61	61	61	61	61
修繕費	784	784	784	784	784
通信運搬費	539	539	539	539	539
賃借料	308	308	308	308	308
備品等購入費	340	340	340	2,450	340
保険料	30	30	30	30	30
雑費	878	878	878	878	878
本部繰入金	4,368	4,368	4,368	4,368	4,368
合計	73,070	73,955	74,840	77,835	76,610

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
-----	-------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和8～12年度）

（単位：千円）

【収入】

科目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料	77,304	78,189	79,074	82,069	80,844
入浴サービス等実費徴収額	191	191	191	191	191
合計	77,495	78,380	79,265	82,260	81,035

【支出】

科目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	61,937	62,822	63,707	64,592	65,477
常勤職員（6名）	37,976	38,696	39,416	40,136	40,856
非常勤職員（4名）	11,708	11,708	11,708	11,708	11,708
アルバイト	0	0	0	0	0
調理アルバイト	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
嘱託医賃金	556	556	556	556	556
法定福利費	7,537	7,672	7,807	7,942	8,077
退職給与引当金	1,768	1,798	1,828	1,858	1,888
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	132	132	132	132	132
施設管理費	7,748	7,748	7,748	7,748	7,748
光熱水費	3,926	3,926	3,926	3,926	3,926
庁舎管理	3,822	3,822	3,822	3,822	3,822
修繕積立金	0	0	0	0	0
運営費	3,442	3,442	3,442	5,552	3,442
旅費	291	291	291	291	291
消耗品費	211	211	211	211	211
印刷製本費	61	61	61	61	61
修繕費	784	784	784	784	784
通信運搬費	539	539	539	539	539
賃借料	308	308	308	308	308
備品等購入費	340	340	340	2,450	340
保険料	30	30	30	30	30
雑費	878	878	878	878	878
本部繰入金	4,368	4,368	4,368	4,368	4,368
合計	77,495	78,380	79,265	82,260	81,035

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
------------	-------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和 2 年 4 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(こうえきざいだんほうじんよこはましそうごうほけんいりょうざいだん) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団																																								
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。																																									
(ふりがな) 名称	()																																								
所在地	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1735 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)。																																								
設立年月日	1992年4月																																								
沿革	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">昭和55年度</td> <td>「高齢者健康増進センター」構想(民政局)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「生涯保健医療センター」構想(市医師会)</td> </tr> <tr> <td>昭和56年度</td> <td>「設立委員会」設置</td> </tr> <tr> <td>昭和57年度</td> <td>「センター中間報告」(市医師会)</td> </tr> <tr> <td>昭和58年度</td> <td>「研究調査委員会」設置(衛生局)</td> </tr> <tr> <td>昭和59年度</td> <td>「基礎調査委員会」設置(衛生局)</td> </tr> <tr> <td>昭和59年8月</td> <td>「センター整備連絡会」発足</td> </tr> <tr> <td>昭和60年3月</td> <td>「基礎調査報告書」「ワーキンググループ」設置 (市医師会)</td> </tr> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>「精神衛生施設構想研究会」設置(衛生局)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「建設推進協議会」調査委託—寝たきり老人調査報告書—</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>「精神衛生総合センター基本構想に関する基本的な考え方について」報告書提出(衛生局)</td> </tr> <tr> <td>昭和63年</td> <td>「生涯保健医療センター(仮称)基本設計」</td> </tr> <tr> <td>平成4年4月1日</td> <td>「財団法人横浜市総合保健医療財団」設立</td> </tr> <tr> <td>同 10月1日</td> <td>横浜市総合保健医療センター運営開始</td> </tr> <tr> <td>平成11年5月1日</td> <td>神奈川区精神障害者生活支援センター運営開始</td> </tr> <tr> <td>平成15年11月1日</td> <td>財団法人横浜市救急医療センターと統合</td> </tr> <tr> <td>平成18年11月1日</td> <td>磯子区精神障害者生活支援センター運営開始</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月1日</td> <td>総合保健医療センター内に港北区精神障害者生活支援センターを開設。</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月1日</td> <td>公益法人制度改革に伴う、公益認定を受けて「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」へ移行登記</td> </tr> <tr> <td>平成27年2月1日</td> <td>横浜市認知症患者医療センター(診療所型(連携型))開設</td> </tr> </table>	昭和55年度	「高齢者健康増進センター」構想(民政局)		「生涯保健医療センター」構想(市医師会)	昭和56年度	「設立委員会」設置	昭和57年度	「センター中間報告」(市医師会)	昭和58年度	「研究調査委員会」設置(衛生局)	昭和59年度	「基礎調査委員会」設置(衛生局)	昭和59年8月	「センター整備連絡会」発足	昭和60年3月	「基礎調査報告書」「ワーキンググループ」設置 (市医師会)	昭和60年度	「精神衛生施設構想研究会」設置(衛生局)		「建設推進協議会」調査委託—寝たきり老人調査報告書—	昭和62年	「精神衛生総合センター基本構想に関する基本的な考え方について」報告書提出(衛生局)	昭和63年	「生涯保健医療センター(仮称)基本設計」	平成4年4月1日	「財団法人横浜市総合保健医療財団」設立	同 10月1日	横浜市総合保健医療センター運営開始	平成11年5月1日	神奈川区精神障害者生活支援センター運営開始	平成15年11月1日	財団法人横浜市救急医療センターと統合	平成18年11月1日	磯子区精神障害者生活支援センター運営開始	平成21年6月1日	総合保健医療センター内に港北区精神障害者生活支援センターを開設。	平成24年4月1日	公益法人制度改革に伴う、公益認定を受けて「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」へ移行登記	平成27年2月1日	横浜市認知症患者医療センター(診療所型(連携型))開設
昭和55年度	「高齢者健康増進センター」構想(民政局)																																								
	「生涯保健医療センター」構想(市医師会)																																								
昭和56年度	「設立委員会」設置																																								
昭和57年度	「センター中間報告」(市医師会)																																								
昭和58年度	「研究調査委員会」設置(衛生局)																																								
昭和59年度	「基礎調査委員会」設置(衛生局)																																								
昭和59年8月	「センター整備連絡会」発足																																								
昭和60年3月	「基礎調査報告書」「ワーキンググループ」設置 (市医師会)																																								
昭和60年度	「精神衛生施設構想研究会」設置(衛生局)																																								
	「建設推進協議会」調査委託—寝たきり老人調査報告書—																																								
昭和62年	「精神衛生総合センター基本構想に関する基本的な考え方について」報告書提出(衛生局)																																								
昭和63年	「生涯保健医療センター(仮称)基本設計」																																								
平成4年4月1日	「財団法人横浜市総合保健医療財団」設立																																								
同 10月1日	横浜市総合保健医療センター運営開始																																								
平成11年5月1日	神奈川区精神障害者生活支援センター運営開始																																								
平成15年11月1日	財団法人横浜市救急医療センターと統合																																								
平成18年11月1日	磯子区精神障害者生活支援センター運営開始																																								
平成21年6月1日	総合保健医療センター内に港北区精神障害者生活支援センターを開設。																																								
平成24年4月1日	公益法人制度改革に伴う、公益認定を受けて「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」へ移行登記																																								
平成27年2月1日	横浜市認知症患者医療センター(診療所型(連携型))開設																																								

事業内容等	(1) 横浜市総合保健医療センターの管理運営 (指定管理) (2) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センターの管理運営 (指定管理) (3) 横浜市磯子区精神障害者生活支援センターの管理運営 (指定管理)			
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総 収 入	1,870,768,027	1,945,621,120	1,925,072,757
	総 支 出	1,870,768,027	1,945,621,120	1,876,596,805
	当期収支差額	0	0	48,475,952
	次期繰越収支差額	419,709,060	419,709,060	468,185,012
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	[REDACTED]		
	部署・職名	総務部総務課・庶務係長		
	電話番号	045-475-0001	FAX	045-475-0002
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				